

平成元年十二月十三日

平成元年十二月十三日（水曜日）

午後一時一分開議

○議事日程 第十二号

平成元年十二月十三日

午後一時開議

第一 國務大臣の報告に関する件（昭和六十二

年度決算の概要について

第二 貨物運送取扱事業法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

第三 貨物自動車運送事業法案（第百十四回国
会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

一、土地基本法案（第百十四回国会内閣提出
第百十六回国会衆議院送付）

一、国土利用計画法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

○議長（土屋義彦君）　これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和六十二年年度決算の概要について）

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。橋本大蔵大臣。

平成元年十二月十三日 参議院会議録第十二号

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（橋本龍太郎君） 昭和六十二年度の一般會計歳入歳出決算、特別會計歳入歳出決算、國稅收納金整理資金受払計算書及び政府關係機關決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず一般會計におきまして、歳入の決算額は六十一兆三千八百八十七億四余、歳出の決算額は五十七兆七千三百十一億四余でありまして、差し引き三兆六千五百七十六億四余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和六十三年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和六十二年度における財政法第六条の
純剰余金は一兆八千九百三十七億円余となりま
す。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五十八兆二千四百一十一億円余に比べて三兆千七百四十六億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額五千九十三億円余が含まれておりますので、これを差し引きします

と、歳入の純増加額は二兆六千六百五十二億四円余となりまゝす。その内訳は、租税及び印紙収入等における増加額三兆七千八百六十億四円余、公債金における減少額一兆千二百八億四円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額五十八兆二

千百四十一億円余に、昭和六十一年度からの繰越額五千九百十三億円余を加えた歳出予算現額五十八兆七千二百三十四億円余に對しまして、支出済み歳出額は五十七兆七千三百一十一億円余でありまして、その差額九千九百二十三億円余のうち、昭和六十三年度に繰り越しました額は六千二百八十八億円余となつており、不用となりました額は三千六百三十五億円余となつております。

次に、予備費であります。昭和六十二年度一般会計における予備費の予算額は二千億円であり、その使用額は千億円余であります。

次に、昭和六十二年度の特別会計の決算であり、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、昭和六十二年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は四十七兆四千二百二十四億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は四十七兆四千八百十六億円余でありますので、差し引き百三十七億円余が昭和六十二年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に昭和六十二年度の政府関係機関の決算の内容につきまして、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が昭和六十二年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。
(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大瀨絹子君。

〔大洲絹子君登壇、拍手〕

○大瀨綱子君　私は、日本社会党・護憲共同を代表し、議題となりました昭和六十二年年度決算と当面する我が国の諸問題について、海部総理大臣及び関係大臣に質問いたします。

社会党を含む野党共同提出の消費税廃止関連法案は、一昨日、本院において可決され、現在衆議院において審議が開始されています。ところが政府は、自民党が十二月一日に発表した消費税見直

し案に基づき、見直しで負担がふえる中小業者に
対して、平成元年度の補正予算で歳出面から支援
していく方針を固めたとの報道がされています
が、これは事実ですか。

いまだに法案さえ提出されていない自民党の見直し案を本院で可決された消費税廃止関連法案よりも優先させるということは、議会制民主主義国家としてあってはならないことです。自民党の見直し案を正当化させるために補正予算を利用することは許されません。消費税は速やかに廃止し、税制改革をやり直すべきです。総理の見解をお伺いいたします。

昨年、政治及び行政の中樞で発生した驚くべきリクルート事件の発覚や消費税の強行導入によつて多くの国民が政治不信に陥りました。その責任は重大なものであります。総理は所信表明において、「政治への信頼の回復こそ内閣の最も緊要な課題であります。そのため、政治改革の前進に誠意を込めて取り組んでまいります。」と声高らかにうたい上げました。しかし、総理、あなたは具体的にどのような指導力を発揮されましたか。マスコミなどが指導力欠如の総理大臣とやゆしているのを御存じですか。

今、総理を取り巻く政治情勢を見ておりますと、どんどん外堀が埋められてしまい、総理の御意思はともかく、通常国会召集後の政治日程案までまことしやかに流布されております。衆議院解散を念頭に置いて、来年度の予算編成まで、党指導型で選挙対策の項目がメジロ押し編成作業が行われています。このような批判にどのようにこ

たえられますか。速やかに衆議院を解散して民意を問われる意思はありませんか。それはいつですか。端的にお答え願います。

「増税なき財政再建」の旗印のもと、昭和五十八年度予算以降、一般歳出予算がゼロベースに抑制される中において、防衛費は毎年六多額の伸びを見せ、平成二年度予算案ではついに四兆円を超える見込みです。総理、あなたが師と仰ぐ三木元総理大臣が遵守されてきたGNP比一％枠を一体どうなさるおつもりですか。

今や、東欧諸国の政治改革やマルタ会議によって米ソの歩み寄りが見られていきます。世界の動向は軍縮への具体的行動に着手し始めています。そんな中で、我が国だけがアジア情勢は不安定であるとか、基盤的防衛力整備の充実が必要であるとか勝手な理由を主張してみても、世界の人々には軍事大国への道を歩んでいるとしか映らないでしょう。今こそ軍縮を進め、世界平和に貢献し、社会福祉の充実、環境保全を図るために強力な指導力を発揮されることが求められています。総理の御所見をお尋ねいたします。

経済企画庁の国民経済計算によると、昭和六十二年中の民間部門の実需を伴わない有形資産及び金融資産の増加額、いわゆる評価額の増加は、土地で三百六十兆円、株式で百二十六兆円あります。当該年度の国民総生産三百五十一兆円の一・四倍になります。平たく言えば、その一年間、日本の企業、労働者、農民などすべての国民が稼いだ所得の一・四倍分が土地、株式の持ち主の資産としてふえたということです。しかし、国民総生産三百五十一兆円はそれぞれコストがかかりますから、資産として残るのは多く見てもその二割の七十兆円ですが、土地や株式の評価額の増はそのまま資産の増加となるわけです。こうした持つ者と持たざる者との格差の拡大がこの年の政府の経済運営の結果であり、これにより国民の中流意識は消え去ったと言われています。政府は、昭和六十二年の経済運営によって生じたこの資産

格差をどう評価しますか。また、是正策を講ずるお考えはありますか。

ことしの経済白書に指摘されているように、土地と株式のキャピタルゲインは昭和六十一年以降急拡大しています。特に法人企業部門における昭和六十三年末の含み資産は、土地で三百四十二兆円、株で百七十兆円、合計五百兆円に達しています。一方、国の財政状況を見れば、来年度には特例国債依存体質を脱却できるとはいえ、本年度末で百六十二兆円に達する国債と二十九兆円の借入金とを国は抱えているわけです。臨調・行革審路線による財界主導の行財政改革によって、社会保障費、教育費などを切り詰め、定員削減と賃金抑制によって公共部門の人員費を圧縮しても、なお百九十一兆円の借金があるのです。法人企業を含み資産は、国の財政支出による経済効果を受け受けてきた結果ですから、この際、臨時特例的な措置として、法人企業の土地及び株式の帳簿価格を再評価することも必要ではないでしょうか。大蔵大臣、このことについてお考えを申し上げます。

我が国の農業は、長期にわたる米の減反政策、農産物の輸入自由化によって縮小されてきました。今、農村は衰退し、後継者も育たないまま、全国の農家は将来の行く末に不安を抱いております。農業後継者数がどのように推移をしてきたか、お尋ねいたします。

政府は、米の輸入自由化は絶対しないと確約してきました。適地適産を指導するとともに、穀物の自給率をせめて今の倍ぐらいたることを目標として掲げるつもりはないですか。農林業は国民の生命維持と再生のために不可欠なものです。また、自然環境保全、水資源の確保など、その社会的、公益的な機能ははかり知れない大きな役割を果たしております。その意味で、農林業に対する保護は、単に農家を保護するだけでなく、国民全体に対する保護なのです。アメリカから市場開放を迫られて、政府は輸出産業が上げた利益のツケを農民に払わせようとする態度をいつまで続ける

つもりですか。政府の農業問題に取り組む姿勢についてお聞かせください。

昭和六十二年の決算書や参照書及び決算の説明を見ても、財政運営の姿がわからないことを痛感しました。そこで、わからない原因を追求してみました。

第一に、予算と決算の比較が補正後でなされているため、当初予算の説明文書の是非を検討できなくなっています。第二に、予算書には、参考書類ではありませんが、項の下事項というところがあるんですけれども、その数字があるのに、決算にはその事項の数字が示されていないんです。第三に、予算は幅広いのに決算は歳入歳出のみです。

具体的な例を挙げてみますと、昭和六十二年当初予算の一番の論点は売上税の導入だったんです。それをめぐって二月月近い暫定予算を組んだわけですが、決算の数字には売上税関係は見事に無視され、最初から売上税などなかったかのようになっています。財政運営の恥部を隠す姿勢のためか、今の仕組みのためなのかは不明ですが、国民に財政運営を正しく理解してもらうという積極的な姿勢からはほど遠いと言わなければなりません。財政当局は、今の決算制度を改革し、予算と対比しやすい決算にするお考えはありませんか。

次に、昭和六十二年の税収入について伺います。補正後予算と比較して三兆七千億円の増収だけでも誤差率八・六%ですが、当初予算の税収見込みと比較すれば、年度途中の減税額一兆八千億円の余を含めても七兆四千億円の増収になり、実に一八%の誤差が生じたことになりました。これだけ大きな見込み違いを出した財政当局が過去にあったでしょうか。売上税導入のため、故意に税収を低く見込んだと非難されても仕方がないでしょう。仮に故意でないとするなら、今までの税収見込みも作業に大きな欠陥があると言わざるを得ません。去る十月、政府は本院の予算委員会

税収見込みも方法の見直しを約束されましたが、その見直し点はどこですか。平成二年度にそれは生かされるのですか、明確な御答弁をお願いいたします。

会計検査院の昭和六十二年決算検査報告においては、二百九件の指摘がなされ、総額百七億九百四十七万円の税金のむだ遣いがありました。中でも、不当事項に指摘されたのは百七十件に上り、その金額は四十一億三千九百九十九万円に達しています。

そこで、総理にお尋ねをします。

政府は毎年、検査院の指摘については、再発防止に努めるというような答弁を繰り返していますが、実効が上がっているとは思えません。総理、国民の血税のむだ遣いをなくするために、予算執行に当たってはこれまで以上の不正防止策を講ずるべきです。会計検査院の指摘事項について、再発防止策を明確な形で示してください。

本院において、六十二年一般会計予備費(その2)、六十二年一般会計予備費(その1)、特別会計予備費(その1)が否決されましたが、これは、政府の予備費使用の姿勢に対し強く反省を求める国民の意思の反映であります。この国民の意思に対し、政府はどう政治的責任をとられますか。

また、ただいま大蔵大臣から御報告がありました昭和六十二年決算ですが、この中には否決された予備費の使用部分が含まれています。予備費につき再び審査を求めるに当たっては、今後否決されるという事態が繰り返されないようは是正措置を確実に講ぜられる御決意があるか、お答えください。

最後に、私はわずか半年前に消費税に対する国民の怒りを背景に当選させていただきました。女性議員の立場から総理にお尋ねをいたします。

本院に女性議員がふえたことをどのように評価されますか。自民党や関係の中には、女には政治ができないとか、女は家庭を守ってほしいとい

かという声がありますが、これらについて総理はどう思いますか。さらに多くの女性議員の進出を望まれるかどうかお尋ねをして、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣(海部俊樹君) 大議員にお答えを申し上げます。

ゆがみやひずみのある税制を改めて、高過ぎるとか不公平だとか言われる御不満を解消しながら、またサラリーマン層の重税感を取り除くそういった目標を置きつつ、高齢化社会に対して、社会全体に必要な費用はすべての国民の皆さんに分担して、広く負担をしていただくというところを目的として御提案申し上げた税制改革でございます。国民の皆さんにとって長期的、全体的な利益にかなうものであると確信をいたしておりますので、消費税を廃止するということは先生と意見を異にするわけであります。

また、自民党からの消費税の見直しに関する基本方針が示されたこともそのとおりでございますが、政府といたしましては、その党の見直し案の内容を十分勉強させていただくとともに、これを評価し、また、政府税調の御審議を踏まえて、平成二年度税制改正において政府としての成案を得るようになだいな最大の努力をしておるところでございます。

なお、平成元年度補正予算については、財政法第二十九条に定められた補正事由に基づきまして、今後、追加の財政需要や国債整理基金の資金繰りなどを慎重に見きわめまして検討をしていく考えております。

また、政治改革につきまして御指摘がございましたが、私は、リクルート事件に端を発した批判を率直に受けとめて政治改革をすることは、内閣の大きな使命であると考えてお訴え申し上げます。これは事実でございます。幸い、国会で与野党の皆

さんの御議論を通じて、選挙法の一部改正法律案も成立に一步一歩近づいてきておるといふことは、まことに私にとっては評価すべきことだと考えております。さらに、出ております法案の御審議を通じて各党間で適切な結論を出していただきますように、また、政府・与党の方では、出しております政治改革大綱が一步一歩中長期の問題等も含めて前進していきまうように、そういったことを踏まえて政治改革の実を上げていきたいと考えております。

したがって、やらなければならぬ政策課題がたぐさございまして、衆議院の解散に御触れになったお尋ねがございましたが、たゞいまは政策課題の解決に全力を尽くしておりますので、選挙のことは考えておりません。

また、軍縮の問題について、マルタ会談を通じて世界の情勢が変わったから日本の防衛予算もどうかという、そういった角度の御質問でございます。

確かに、先般の米ソの首脳会談というのは、本日までの冷戦の枠組みを超えた発想の中で米ソの首脳が率直な話し合いをした。それは、対立から対話と協力の方へ大きな歩み寄りを見せたという評価があることは、私も全く同感の目で見えておりますけれども、ただ、地域問題やアジア・太平洋地域に関する平和と安定の問題について、あの会談があったから直ちに手のひらを返したような情勢の変化があったとはまだ見きわめることができません。

同時に、我が国の安全と我が国の防衛という責任を考えますと、現実には力の均衡による抑止が平和と安定の基本的な条件になっておるといふことは、これは現実的な問題であります。また、政府といたしましては、平和なときにおける我が国の防衛力の水準を決めた大綱がございまして、平和時におけるこの基盤的な防衛力の整備を目指して努力を重ねていくつもりでございます。

なお、来年度の予算編成に当たりましては、御

指摘があった昭和五十一年の閣議決定における節度ある防衛力の整備を行うという精神を引き続き尊重していくことは、これは当然のことと私は心得ております。

不当事項が会計検査院から指摘されたことについて御指摘がございましたが、その不当事項がいかなるものであったのかよく研究をし、検討し、周知徹底を図りまして、不適正使用が再発しないように、今後一層予算執行に当たる者のモラルの確立にも努力をしてまいります。政府といたしましては、財政事情にかんがみ、厳正な適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

また、予備費の使用については、参議院の御承諾がなかったことについては、まことに遺憾であったと思っております。政府といたしましては、今後とも予備費の使用に当たっては適正な使用に一層留意をしてまいりたいと思っております。

また最後に、女性の政界進出について、この議場を眺めてどう思うかというお尋ねでございますが、先生おっしゃったように、五カ月前に御当選をくださった議員が本日ここで御質問を堂々とされたことについて、また大勢の皆さんがそこにおかけになっていらっしゃることに付いては、率直にそれをお認めいたしますと同時に、婦人問題企画推進本部が昭和六十二年五月に策定しました「西暦二〇〇〇年に向けての新しい行動計画」の重点目標の一つとして、「政策方針決定への参加の促進」が掲げられており、政治への参加も含めあらゆる分野における御進出は、私は女性の皆さんとともに評価をさせていただきたい、こう考えております。

また、女性べつ視の風潮についてのお尋ねでありましたが、真に男女平等な社会を目指していきうとして、婦人の皆さんの知識や地位や経験やそういったものを大切にしていくというのが私の基本的な考え方でございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私にちょうだいをいたしました御質問、大きく分けて四点であります。

その第一点は、法人企業部門におきます五百兆円にも上る含み資産についてお尋ねでありました。

土地や株式を初めとした企業を含み資産に対する課税というものは、以下申し上げるような問題点があるかと思っております。

一つは、所得課税として考えました場合、実現をしていないキャピタルゲインに対する課税という問題になります。また、保有課税として考えました場合に、不動産につきましては現行の固定資産税や特別土地保有税との関係を整理する必要があります。

また、企業の生産活動に使用されております土地への課税を考えました場合に、土地供給の増大にはつながりませんし、むしろ資本集約型産業を中心として企業活動に打撃を与えることにもなりかねません。また、株式につきましては、土地と比べて市場価格の変動が非常に大きいこと、また市場に与える影響などにつきましても十分考慮する必要があります。そうした問題がありまして、慎重に検討すべき課題であらうかと思

います。

しかし、土地税制につきましては、土地基本法の趣旨やそれに即して講じられる関連諸制度・施策の整備を踏まえまして、土地政策全般との関連において適切に処置してまいりたいと考えております。

また、過去の税収見直しに対して本院におきまして御指摘を受けました際、見直しの問題が論議をされました。毎年度の税収見直しにつきましては、見直し時点における政府経済見通しや課税実績など、内外の諸状況が変動いたします中におきまして、利用可能な資料に限界があることを御理解いただきたところでありまして、しかし、その最大限の努力を傾けて行つてまいらなければなりません。

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号 國務大臣の報告に関する件(昭和六十二年年度決算の概要について)

平成二年度の税収見積もりにつきまして、現在鋭意作業中でありまされども、税収見積もりに必要な資料の収集あるいは推計方法等につきまして、引き続き工夫を凝らしながらその精度向上に努めてまいりたいと思っております。

また、予備費の使用につきまして参議院で承諾という事態になりました。私は、これは極めて遺憾でありますし、この事実には重く受けとめなければならぬと思ひます。政府は、今日までも予備費につきまして節度ある使用に留意しながら、みだりに流されることのないようにその適正な処理に努めてきたところでありますが、事態を真剣に受けとめながら、今後こうした御指摘を受けることのないように、予備費の一層適正な使用に努力してまいりたいと思ひます。

また、現在の決算制度がわかりにくいという御指摘を受けたわけであります。

決算は、収入支出の実績を示すものでありまして、財政法の規定によりまして、一定の形式に従つて計算、整理、記録をいたしております。その決算の作成に当たりまして、歳入歳出予算と同一の区分によつて作成をしておりますところでありまされども、膨大な決算をいかに区分すべきかにつきましては、一つは、予算の執行結果を国会や国民にわかりやすいように表現する必要があること、また、収入の増減理由、支出の予備費使用額や不用額の生じた理由などにつきましてできるだけ明らかにしていることなどによりまして、現在の決算は相当技術的なものになっております。

ともすればわかりにくいという御批判も受けまされども、決算の状況をわかりやすく国民に十分知っていただきますことは、確かに御指摘のように重要なことでありまして、従来からその

補足資料の整備充実を図るために決算の説明を作成し、可能な限り事業施行箇所の記載あるいは主要な長期計画の実施状況や決算などにつきまして物量的な表示も取り入れてまいりました。今後とも、必要に応じて参考資料の工夫などにより、できる限りの努力を払つてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣高須美子君登壇、拍手〕

○國務大臣(高須美子君) 資産格差の拡大についての御質問にお答え申し上げます。

金融資産につきましては、近年の株価の急上昇は、株式保有の割合の高い高資産保有階層の金融資産格差を高め、保有階層間の格差を拡大する影響を持ったことは否定できません。また、近年の大都市圏における地価の上昇は、一面では、土地を所有している者の資産価値を増大させ、他面では、住宅取得費用の上昇により、土地を所有していない者の貯蓄などの資産を実質的に減少させるなど、両者の間の資産格差を拡大する影響を持ったと見られます。

企画庁が行いました昭和六十三年国民生活満足度調査によりますと、格差に対する国民の意識は、個人の選択や努力などによる格差については容認する度合いが強く、格差があることを一概に悪いとは考えておりません。しかし、地価高騰のような個人の力が及ばない外部的要因による場合には国民の不公平感につながると考えており、勤労意欲などにゆがみが生じるおそれがございます。

この個人の力の及ばない要因に対しては対策が必要であり、政府といたしましては、こうした弊害が生じないよう、総合土地対策要綱に沿つて一極集中の是正、土地の有効・高度利用の促進等による土地対策の推進、土地評価制度の見直し等による地価形成の適正化等、諸般の施策において十分配慮してまいりたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣鹿野道彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(鹿野道彦君) お答え申し上げます。

まず、農業後継者対策からでございますが、農業後継者の動向を見ますと、近年、減少傾向にあります。新規卒就農者、平成元年は二千二百人、いわゆるUターン青年は昭和六十三年で四千四百人程度となっております。

我が国農業の発展を図るためには、次代の農業を担う若い農業者を育成確保することが極めて重要と考えておりますが、このためには、基本的には、農業を魅力ある産業として育成し、住みよい農村をつくり、若い農業者が配偶者にも恵まれつつ、意欲を持って農業に取り組めるようにすることが重要であると考えております。

このため、農業・農村のよさを積極的にPRするとともに、農業構造の改善、農業生産基盤、生活環境の整備等各般の施策を推進しているところでございますが、これとあわせて、パイオ等の先端技術を含む高度な技術・経営能力を有するすぐれた若い農業者を育成確保するため、改良普及員によるところの技術・経営等の指導の強化、あるいは果農業者大学校におけるところの実践的研修教育の充実、あるいは農業青年の海外派遣研修の実施、あるいは無利子の農業後継者育成資金等の貸し付け等の対策を推進いたしておりますところでございます。

今後とも、技術・経営能力にすぐれた若い農業者の育成確保のため、これら施策の充実強化に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、米の貿易問題についてでございますが、

米は、御案内のとおり、日本国民の主食であり、かつ我が国農業の基幹をなすものであります。また、水田稲作は、国土や自然環境の保全、地域経済上不可欠の役割を果たしておるわけでございます。

このような米及び稲作の格別の重要性にかんがみ、国会におきます決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいりたいと思つております。

次に、穀物の自給率についてお答えをいたします。

穀物につきましては、食用穀物と家畜のえさとなる飼料用穀物とに大別されます。食生活の変化に伴い、食用穀物の消費が減少する一方、畜産の発展により飼料用穀物の需要が大幅に増加をしておりますところでありまして、主食用穀物につきましては、米を自給するなど全体で自給率は六八％、かなり高い水準を維持いたしております。他方、国民に良質で安価な畜産物を供給するために安価な飼料穀物を輸入いたしております。この飼料穀物の輸入の増加が穀物自給率の低下をもたらしておるわけであります。飼料穀物を国内で生産することは、我が国農業生産構造や生産性等から見て、輸入飼料穀物価格に比べ相当割高なものとならざるを得ず、畜産農家の利用には無理があるものと考えております。

したがいまして、現在の豊かな食生活を享受するため、国内で畜産物を供給していくためには安価な飼料穀物の安定的な輸入を図ることが不可欠でありまして、穀物自給率を大幅に引き上げることとは困難であります。

現在、二〇〇〇年を目標年次とする「農産物の需要と生産の長期見通し」の策定作業を進めてい

るところでございますが、米は自給するのを初め、その他の作物につきましても、消費者ニーズ等需要の動向に対応いたしまして生産性向上を進め、国内生産の維持拡大を図りながら自給率の低下傾向に歯止めをかける方向で検討してまいりたいと考えております。

最後に、農業問題に対する取り組み姿勢についてお答えをいたします。

農業は、国民生活にとって最も基礎的な食糧を安定的に供給するという重要な使命を担っているほか、活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全等、我が国の経済社会と国民生活の土台を支える重要な役割を果たしております。私は、このような農業の健全な発展なくして我が国経済社会の調和ある発展はあり得ない、このように考えておるわけであります。

農業は、豊かな自然環境の中でみずからの創意工夫を存分に発揮できる職業であります。また、技術進歩の余地も多く、十分に魅力ある産業となり得るものと考えております。さらに、農村は、緑と水に恵まれたゆとりある生活空間として、都会にはないよさを持っております。このような農業・農村の持っているよさを十分に生かしつつ、文化の薫りのする明るく新しい農業・農村づくりを目指していくことが必要と考えております。

このため、農業者が将来を見通しつつ農業を営むことができるように長期展望を示すとともに、農業のより一層の生産性の向上を進み、農業経営の安定を確保しつつ、国民の納得し得る価格での安定的な食糧供給を図ることを基本といたしまして、農業生産基盤の整備、担い手の育成、技術の開発普及等各般の施策を推進してまいる所存でございます。また、農村生活環境の整備、就業機会

の確保等を通じ、農山村地域の活性化を図るよう全力を傾注してまいる所存でございます。(拍手)
○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 貨物運送取扱事業法案
業法案

日程第三 貨物自動車運送事業法案

(いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中野鉄造君。

審査報告書

貨物運送取扱事業法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十二日

運輸委員長 中野 鉄造

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、貨物流通の分野における利用者の需要の変化に対応して、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとするににより、貨物運送取扱事業の健全な発達を図るとともに、効率的で質の高い貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利便の増進等に寄与するため、利用運送事業について、そ

の開始を許可制とし、運送取扱事業について、その開始を登録制とする等、貨物運送取扱事業に関する総合的な制度を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、関係者に本法の趣旨、目的を周知徹底させるとともに、次の事項につき、万全の措置を講ずべきである。

一 貨物運送取扱事業者が実運送事業者に対し、不当な運賃料金の引き下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化するとともに、運賃料金の遵守について本法及び関係事業法の適正な運用を図ること。

二 貨物運送取扱事業者が、実運送事業等を不当に圧迫して輸送の安全を阻害する等実運送等の正常な運営を阻害しないようその趣旨を省令において定めるとともに、適正な指導監督を行うこと。

三 貨物運送取扱事業者の不適正な事業活動を防止するため、更新制と同様の効果が期待されるよう計画的かつ着実な監査を実施する等許可又は登録後の指導監督を強化すること。

四 貨物運送取扱事業の適正化を図るため、運賃料金の変更命令、事業の改善命令、許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

五 貨物運送取扱事業参入の許可又は登録に当たっては、その基準を具体的に定め、統一性、透明性を確保すること。

六 港湾運送事業に本法の適用がないことを関係

者に周知徹底すること。

七 利用運送事業者が行う国際複合一貫輸送の進展により港湾運送に関する秩序に支障が生じないよう、港湾運送の認可料金の遵守については、(社)日本港運協会に対し、港湾労働者の意見を尊重しつつ、荷主、利用運送事業者等に対し、その適正収受の確保につき積極的働きかけを行う体制を整備させる等その効果的対策になお一層努めること。

八 港湾運送の認可料金が遵守されるよう法令上の手当てを含め所要の措置を検討すること。

九 コンテナリゼーション、国際複合一貫輸送の進展による港湾荷役の変化に対応して、港湾物流センターの整備、港湾運送事業者の協業化、協同化、集約化等により港湾運送事業者による物流機能の充実を図り、港湾運送の職域確保を支援する方策を推進すること。

十 港湾労働者の雇用の安定を図るため、ILO第一三七号条約の批准に向けて、できる限りすみやかに必要な条件整備に努めること。右、決議する。

貨物運送取扱事業法案(第百十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院事務総長 緒方信一郎

貨物運送取扱事業法案
貨物運送取扱事業法

(小字は衆議院修正)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 利用運送事業(第三条—第二十二條)
- 第三章 運送取扱事業(第二十三條—第三十四條)
- 第四章 外国人等による国際貨物運送取扱事業(第三十五條—第五十條)
- 第五章 雑則(第五十一條—第五十九條)
- 第六章 罰則(第六十條—第六十六條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、貨物運送取扱事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者(以下「実運送事業者」という。)の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送(実運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。

2 この法律において「船舶運航事業者」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項の船舶運航事業(同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。)を経営する者をいう。

3 この法律において「航空運送事業者」とは、航

空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項の航空運送事業を経営する者をいう。

4 この法律において「鉄道運送事業者」とは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項の第一種鉄道事業者若しくは同条第三項の第二種鉄道事業者を経営する者又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条に規定する軌道経営者をいう。

5 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第...号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

6 この法律において「貨物運送取扱事業」とは、利用運送事業及び運送取扱事業をいう。

7 この法律において「利用運送事業」とは、第一種利用運送事業及び第二種利用運送事業をいう。

8 この法律において「第一種利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって、第二種利用運送事業以外のものをいう。

9 この法律において「第二種利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集積及び配達ののためにする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項の自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。))をいう。以下同じ。による運送(貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。)とを一貫して行う事業をいう。

10 この法律において「運送取扱事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自己の名をもってする運送事業者(実運送事業者及び利用運送事業を経営する者に限る。以下この項において同じ。)

の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは運送貨物の運送事業者からの受取又は他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託若しくは運送貨物の運送事業者からの受取を行う事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第二項の港湾運送事業及び同条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同条第二項の港湾運送事業に相当する事業を経営する事業を除く。)をいう。

第二章 利用運送事業

(許可)

第三条 利用運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 利用運送事業の許可は、利用運送事業の種類(前条第七項の利用運送事業の種類をいう。以下同じ。)について行う。

3 第二種利用運送事業について第一項の許可を受けた者は、次条第一項第三号の事業計画に係る利用運送の区間の範囲内において、当該事業において利用する他の運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業を経営するときは、当該第一種利用運送事業について、第一項の許可を受けることを要しない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 経営しようとする利用運送事業の種類

三 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他運輸省令で定める事項に関する事業計画

四 第二種利用運送事業を経営しようとする場合には、貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他運輸省令で定める事項に関する集配事業計画

2 前項の申請書には、事業の施設その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三條第一項の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 利用運送事業の許可又は運送取扱事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送(以下「国際貨物運送」という。)又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送に係る利用運送事業を経営しようとする者であつて、次に掲げる者に該当するもの

イ 日本国籍を有しない者

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

(許可の基準)

第六条 運輸大臣は、第三條第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の遂行上適切な計画(集配事業計画を除く。)を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

三 航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送事業にあつては、その事業に係る実運送により定時に、及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 第二種利用運送事業にあつては、貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するため適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行うとする第二種利用運送事業であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三十条又は第三十五条第一項の許可を受けていない者であるものにあつては、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

第七條 第三條第一項の許可を受けた者(以下「利用運送事業者」という。)は、その業務を行う場合には、事業計画及び集配事業計画(第一種利用運送事業者の許可を受けた者にあつては、事業計画。以下同じ。)に定めるところに従わなければならない。

2 運輸大臣は、利用運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該利用運送事業者に対し、事業計画及び集配事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第八條 利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六條の規定は、前項の認可について準用する。

3 利用運送事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金)

第九條 利用運送事業者は、運賃及び料金(船舶運航事業者の行う運送に係る利用運送であつて運輸省令で定めるものに係るものを除く。)を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであること。

二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の利用運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであること。

(運賃又は料金の割戻しの禁止)
第十條 利用運送事業者は、荷主に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(利用運送約款)
第十一條 利用運送事業者は、利用運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の収受並びに利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 運輸大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。)においては、利用運送事業者は、第一項の認可

を受けないでこれと同一の利用運送約款を定めることができる。同項の認可を受けた利用運送約款を当該標準利用運送約款と同一のものに変更しようとするときも、同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該利用運送事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の種類等の掲示)
第十二條 利用運送事業者は、利用運送事業の種類、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)
第十三條 利用運送事業者は、特定の荷主に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(運輸に関する協定)
第十四條 利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で運輸省令で定める事項に係るものを締結しようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業改善の命令)
第十五條 運輸大臣は、利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画又は集配事業計画を変更すること。

二 利用運送約款を変更すること。

三 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

四 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

(名義の利用等の禁止)

第十六條 利用運送事業者は、その名義を他人に利用運送事業のため利用させてはならない。

2 利用運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問はず、利用運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(事業の譲渡及び譲受け等)
第十七條 利用運送事業者の譲渡し及び譲受けは、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 利用運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。ただし、利用運送事業者たる法人と利用運送事業を経営しない法人が合併する場合において、利用運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五條及び第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて利用運送事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて利用運送事業者たる法人が他の法人と合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)
第十八條 利用運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の経営していた利用運送事業を引き継ぎ経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又は

その認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした利用運送事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第十九条 利用運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(貨物の集配に係る輸送の安全)

第二十条 第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けた者(貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く)が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

(事業の停止及び許可の取消し)

第二十一条 運輸大臣は、利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内(第三号に該当する場合にあっては、六月以内)において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けた者(自動車を使用して貨物の集配を行う者に限る)にあっては、貨物自動車運送事業法第三十三条(同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する

場合を含む)の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。

(附帯業務)

第二十二條 第九条から第十二条まで及び第十五条の規定は、利用運送事業者が当該利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管及び仕分、代金の取立て及び立替えその他通常利用運送事業に附帯する業務について準用する。

第三章 運送取扱事業

(登録)

第二十三條 運送取扱事業を営もうとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二十四條 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 事業に係る運送機関の種類、業務の範囲その他の運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五條 運輸大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を運送取扱事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六條 運輸大臣は、第二十三條の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 利用運送事業の許可又は運送取扱事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者による本邦内の各地間において発着する貨物の運送に係る運送取扱事業を営もうとする者であつて、第五條第四号イからニまでに掲げる者(以下「外国人等」という。)に該当するもの

五 その事業に必要と認められる運輸省令で定める施設を有しない者

六 その事業を遂行するために必要と認められる運輸省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

2 運輸大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七條 第二十三條の登録を受けた者(以下「運送取扱事業者」という。)は、第二十四條第一項第四号に掲げる事項について変更をしようとするときは、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならない。

ただし、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第二十四條第二項、第二十五條及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替へるものとする。

4 運送取扱事業者は、第二十四條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(料金)

第二十八條 運送取扱事業者は、料金(船舶運航事業者の行う運送(当該運送に係る利用運送を含む。)であつて運輸省令で定めるものに係るものを除く。)を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第九条第二項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第二項中「利用運送事業者」とあるのは、「運送取扱事業者」と読み替へるものとする。

(運送取扱約款)

第二十九條 運送取扱事業者は、運送取扱約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十一条第二項から第四項までの規定は、前項の運送取扱約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「利用運送事業者」とあるのは、「運送取扱事業者」と、同条第二項第二号中「少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の収受並びに」とあるのは、「少なくとも料金の収受及び」と、同条第三項中「標準利用運送約款」とあるのは「標準運送取扱約款」と読み替へるものとする。

(運送機関の種類等の揭示)

第三十條 運送取次事業者は、その事業に係る運送機関の種類、料金、運送取次約款その他運輸省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(事業の廃止等)

第三十一條 運送取次事業者は、その事業を廃止し、又はその事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 運送取次事業者たる法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合において、その業務を執行する役員であった者は、

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合において、その清算人は、

三 法人が破産により解散した場合において、その破産管財人は、

3 運送取次事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知った日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 運送取次事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第二十三條の登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日まで引き続き運送取次事業を経営することができるものとす。

し、この間の営業については、被相続人の受けた運送取次事業の登録は、被相続人の死亡の日に関し、相続人が受けたものとみなす。

(事業の停止及び登録の取消し)
第三十二條 運輸大臣は、運送取次事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内に

おいて期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正の手段により第二十三條の登録又は第二十七條第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六條第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

2 第二十六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第三十三條 運輸大臣は、第三十一條第一項から第三項までの規定による届出があったとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該運送取次事業の登録を抹消しなければならない。

(運用規定)
第三十四條 第十條、第十三條、第十五條(第一号及び第三号に係る部分を除く。)、及び第十六條の規定は、運送取次事業者について準用する。

この場合において、第十條中「運賃又は料金」とあるのは「料金」と、第十五條及び第十六條中「利用運送事業」とあるのは「運送取次事業」と、第十五條第二号中「利用運送約款」とあるのは「運送取次約款」と読み替へるものとする。

2 第十條、第十五條(第一号及び第三号に係る部分を除く。)、及び第二十八條から第三十條までの規定は、運送取次事業者が当該運送取次事業に附帯して行つた貨物の荷造り、保管及び仕分、代金の取立て及び立替えその他通常運送取次事業に附帯する業務について準用する。この場合において、第十條中「運賃又は料金」とあるのは「料金」と、第十五條中「利用運送事業」とあるのは「運送取次事業」と、同条第二号中「利用運送約款」とあるのは「運送取次約款」と読み替へるものとする。

第四章 外国人等による国際貨物運送取扱事業

(許可)

第三十五條 外国人等は、第三條第一項及び第五條(第四号に係る部分に限る。)、の規定にかかわらず、運輸大臣の許可を受けて、船舶運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業を経営することができる。

2 前項の許可は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、利用運送事業の種類について行う。

3 第三條第三項の規定は、第二種利用運送事業について第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項第三号の事業計画」とあるのは、「第三十五條第四項の事業計画」と読み替へるものとする。

4 第一項の許可を受けようとする者は、利用運送の区間等に関する事業計画その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

5 運輸大臣は、第一項の許可の申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

6 運輸大臣は、第一項の許可については、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達を確保されるよう配慮するものとする。

(事業計画)
第三十六條 前条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際利用運送事業者」という。)、は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 外国人国際利用運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第六項の規定は、前項の認可について準用する。

4 外国人国際利用運送事業者は、第二項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

5 運輸大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際利用運送事業者に対し、事業計画の変更を命ずることができる。

(運賃及び料金)
第三十七條 外国人国際利用運送事業者は、運賃及び料金(第九條第一項の運輸省令で定める利用運送に係るものを除く。、)を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第五項の規定は、前項の運賃又は料金について準用する。

(事業の廃止)
第三十八條 外国人国際利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び許可の取消し)
第三十九條 運輸大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際利用運送事業者が法令、法令に基づき処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際利用運送事業者の所属国(外国人国際利用運送事業者が個人である場合にあっては、その者が国籍を有する国をいい、外国人国際利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあっては、その株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号 貨物運送取扱事業法案件一

支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下同じ。が、当該外国人国際利用運送事業者が第三十五条第一項の許可を受けた時における所屬国と異なるものとなつたとき。

三 外国人国際利用航空運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けた者をいう。）にあつては、日本国と当該外国人国際利用航空運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他の主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際利用航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のため必要があるとき。

（貨物の集配に係る輸送の安全）

第四十条 第二種利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けた者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

（登録）

第四十一条 外国人等は、第二十三条及び第二十六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、運輸大臣の行う登録を受けて、船舶運送事業者の行う国際貨物運送に係る運送取扱事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る運送取扱事業を経営することができ、

2 前項の登録は、同項に規定する国際貨物運送の区分により行う。

（登録の申請）

第四十二条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 業務の範囲その他運輸省令で定める事項

2 運輸大臣は、前条第一項の登録の申請者に対し、前項に規定するもののほか、事業の計画その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（登録の実施）

第四十三条 運輸大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を外国人国際海上運送取扱事業者登録簿又は外国人国際航空運送取扱事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第四十四条 運輸大臣は、第四十一条第一項の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 利用運送事業の許可若しくは運送取扱事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

含む。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

四 第二十六条第五号又は第六号に掲げる者のいずれかに該当する者

五 国際貨物運送に係る運送取扱事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当する者

2 運輸大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第四十五条 第四十一条第一項の登録を受けた者（以下「外国人国際運送取扱事業者」という。）は、第四十二条第一項第二号に掲げる事項について変更をしようとするときは、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第四十二条第二項、第四十三条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替へるものとする。

4 外国人国際運送取扱事業者は、第四十二条第一項第一号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（料金）

第四十六条 外国人国際運送取扱事業者は、料金（第二十八条第一項の運輸省令で定める運送に係るものを除く。）を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十六条第五項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第五項中「外国人国際利用運送事業者」とあるのは、「外国人国際運送取扱事業者」と読み替へるものとする。

（事業の廃止）

第四十七条 外国人国際運送取扱事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の停止及び登録の取消し）

第四十八条 運輸大臣は、外国人国際運送取扱事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第四十一条第一項の登録又は第四十五条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第四十四条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のためその処分をする必要があると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当するに至つたとき。

（登録の抹消）

2 第四十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

際運送取扱事業者の登録を抹消しなければならない。

(許可の条件等)

第五十条 この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を付することができる。

第五章 雑則

(貨物運送取扱事業者の健全な発達等のための施策)

第五十一条 運輸大臣は、貨物の流通の円滑化に資するため、高度かつ多様な貨物の運送サービスに対する利用者の選好の動向、これに対応する貨物の流通に関する事業活動の動向等に配慮しつつ、貨物運送取扱事業者の健全な発達並びに利用者に対する貨物の運送サービスの改善及び向上を図るために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

(貨物運送取扱事業者に関する団体の届出)

第五十二条 貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物運送取扱事業者の健全な発達を図ることを目的として貨物運送取扱事業者を営業者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

2 運輸大臣は、貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物運送取扱事業者の健全な発達を図るために必要があるときは、前項の規定による届出をした団体に對し、その業務に関し報告を求めることができる。

(通運計算事業の届出)

第五十三条 鉄道運送事業者の行う運送に係る貨物運送取扱事業者その他運輸省令で定める貨物運送取扱事業者を営業者(以下「特定貨物運送取扱事業者」という。)の需要に応じ、有償で、当該貨物運送取扱事業者から生ずる特定貨物運送取扱事業者間の債権債務の決済又は債権の取立てを行う事業(以下「通運計算事業」という。)以下

同じ。)を経営しようとする者は、当該債権債務の決済又は債権の取立てに関する契約の締結及び解除に関する事項、通運計算事業を営業者の責任に関する事項その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 通運計算事業を営業者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(許可等の条件)

第五十四条 この法律(第四章の規定を除く。)に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第五十五条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、利用運送事業者、運送取扱事業者、外国人国際利用運送事業者、外国人国際運送取扱事業者又は通運計算事業を営業者(以下「利用運送事業者等」という。)に對し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、利用運送事業者等の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十七条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長(海運監理部長を含む。)に委任することができる。

(聴聞)

第五十八条 運輸大臣は、第二十一条又は第三十条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(運輸省令への委任)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して第二種利用運送事業を営業者たる者

二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に第二種利用運送事業のため利用させた者

三 第十六条第二項の規定に違反して第二種利用運送事業を他人にその名において経営させた者

四 第三十五条第一項の規定により第二種利用運送事業について許可を受けていなかった者が

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して第一種利用運送事業を営業者たる者

二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に第一種利用運送事業のため利用させた者

三 第十六条第二項の規定に違反して第一種利用運送事業を他人にその名において経営させた者

四 第三十五条第一項の規定により第一種利用運送事業について許可を受けていなかった者が

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定に違反して運送取扱事業を経営した者

二 第三十四条第一項において準用する第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に運送取扱事業のため利用させた者

三 第三十四条第二項の規定に違反して第一種利用運送事業を他人にその名において経営させた者

四 第三十五条第一項の規定により第一種利用運送事業について許可を受けていなかった者が

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第三十六条第二項の規定により認可を受けていなかった事項を認可を受けた者

二 第二十一条又は第三十九条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。)又は第二十九条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)

平成元年十二月十三日 参議院会議録第十二号 貨物運送取扱事業法案外一件

む)の規定により認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けないでした者

二 第九條第一項(第二十二條において準用する場合を含む)、第二十八條第一項(第三十四條第二項において準用する場合を含む)、第三十七條第一項又は第四十六條第一項の規定による届出をしないで運賃又は料金を收受した者

三 第七條第二項、第九條第二項(第二十二條及び第二十八條第二項(第三十四條第二項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第十五條(第二十二條及び第三十四條において準用する場合を含む)又は第三十六條第五項(第三十七條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者

四 第三十二條第一項又は第四十八條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第四十五條第一項の規定に違反して第四十二條第一項第二号に掲げる事項について変更をした者

六 第五十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八條第三項、第十一條第四項(第二十二條及び第二十九條第二項(第三十四條第二項

において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第十四條、第十九條、第二十七條第四項、第三十一條第一項から第三項まで、第三十六條第四項、第三十八條、第四十五條第四項、第四十七條又は第五十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條(第二十二條において準用する場合を含む)又は第三十條(第三十四條第二項において準用する場合を含む)の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(通運事業法の廃止)

第二条 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)は、廃止する。

(海上運送法の一部改正)

第三条 海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中、「海上運送取扱業」を削る。

第二条第一項中、「海上運送取扱業」を削り、同条第八項を削り、同条第九項中「物品海上運送」を「海上における船舶による物品の運送(以下物品海上運送という。)」に、「貨渡」を「貨渡し」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「海上運送取扱業」を「運送取扱事業(貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)第二條第十項に規定する運送取扱事業のうち自己の名をもつて物品海上運送の取次ぎをするものに限る。)」に、「けい留施設」を「保留施設」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 船舶貨渡業、海運仲立業及び海運代理店業

第三十三條中、「海上運送取扱業」を削る。

(道路運送法の一部改正)

第四条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自動車運送取扱事業(第八十條第九十五條)」を「第五章 削除」に改める。

第二条第一項中「自動車運送取扱事業」を削り、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「つばら」を「専ら」に改め、「自動車運送事業者」の下に「(自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第七項とする。

第二十條第一項及び第二十一條中「又は通運事業者」を削る。

第三十三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「又は通運事業者」を削る。

第四十六條を次のように改める。

第五章を次のように改める。

第五條 削除

第八十條から第九十五條まで 削除

第二百二十二條第一項中「各々その号の」を「それぞれ当該各号に」に改め、同項第一号中「第五章」を削る。

第二百二十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第四号及び第五号を削る。

第三百三十條第一号中「第六十六條第一項又は第八十六條第一項(第九十四條において準用する場合を含む。)」を「又は第六十六條第一項に改め、同条第二号中「第七十三條第二項」を「又は第七十三條第二項に改め、又は第九十條」を削り、同条第三号中「第六十八條第五項又は第八十九條」を「又は第六十八條第五項」に改め、同条第四号中「及び第九十五條」を削り、同条中

第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十八條第一号中「第八十七條(第九十四條において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「(第九十五條において準用する場合を含む。)」及び「第八十六條第四項、第八十八條第一項」を削る。

(内航海運業法の一部改正)

第五條 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内航海運取扱業」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は内航海運取扱業」を削る。

第四条第一項第二号中「内航海運取扱業」を削り、同項第三号中「取り扱う物品の範囲」を削る。

第九条から第十三條までを次のように改める。

第十六条第一項中「又は内航海運取扱業」を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十一條中「内航海運業者又は第三條第一項の規定による内航海運業者の許可を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十一條第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

(航空法の一部改正)

第六條 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十一條の三」を「第三百三十一條の二」に改める。

第二条中第十九項を削り、第二十項を第十九項とする。

第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十八條第一号中「第八十七條(第九十四條において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「(第九十五條において準用する場合を含む。)」及び「第八十六條第四項、第八十八條第一項」を削る。

(内航海運業法の一部改正)

第五條 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内航海運取扱業」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は内航海運取扱業」を削る。

第四条第一項第二号中「内航海運取扱業」を削り、同項第三号中「取り扱う物品の範囲」を削る。

第九条から第十三條までを次のように改める。

第十六条第一項中「又は内航海運取扱業」を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十一條中「内航海運業者又は第三條第一項の規定による内航海運業者の許可を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十一條第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

(航空法の一部改正)

第六條 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十一條の三」を「第三百三十一條の二」に改める。

第二条中第十九項を削り、第二十項を第十九項とする。

第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十八條第一号中「第八十七條(第九十四條において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「(第九十五條において準用する場合を含む。)」及び「第八十六條第四項、第八十八條第一項」を削る。

(内航海運業法の一部改正)

第五條 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内航海運取扱業」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は内航海運取扱業」を削る。

第四条第一項第二号中「内航海運取扱業」を削り、同項第三号中「取り扱う物品の範囲」を削る。

第九条から第十三條までを次のように改める。

第十六条第一項中「又は内航海運取扱業」を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十一條中「内航海運業者又は第三條第一項の規定による内航海運業者の許可を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十一條第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

(航空法の一部改正)

第六條 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十一條の三」を「第三百三十一條の二」に改める。

第二条中第十九項を削り、第二十項を第十九項とする。

第百一条第一項中、左の「を」を「次の」に改め、同項第五号中、左の「を」を「次に」に改め、「利用航空運送事業」を削り、「取消」を「取消し」に、「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わりに」改める。

第二百二十二條の二及び第二百二十二條の三を削る。

第百二十五条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「利用航空運送事業者（第百二十二条の二第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百三十一條の二を削り、第百三十一條の三を第百三十一條の二とする。

第百三十三条第一項中「航空運送取扱業」を「旅客航空運送取扱業」に、「運送の取次」を「旅客の運送の取次ぎ」に改め、同条第二項中「航空運送取扱業」を「旅客航空運送取扱業」に改める。

第百三十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、「利用航空運送事業」を削り、「航空運送取扱業」を「旅客航空運送取扱業」に改める。

第百五十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第百二十二条の二第二項」を削り、同条第二号及び第三号中「第百二十二条の三第三項」を削り、同条第四号中「又は第百三十一条の二第二項」を削る。

第百五十七條中、「利用航空運送事業者」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第二号及び第三号中「又は第百二十二条の第三項」を削り、同条第四号及び第五号中、「第百二十二条の第三項」を削り、同条第六号及び第七号中「又は第百二十二条の第三項」を削り、同条第八号中、「第百二十二条の第三項」を削る。

第五百五十七条の二中「又は外国人国際利用航空運送事業者」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「(第百三十一條の二第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百六十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「(第二百二十二条の三第一項において準用

する場合を含む。」を削り、同条第二号中「第百二十二条の三第一項」及び「(第百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第七條 この法律の施行の際現に附則第二条の規

定による廃止前の通運事業法(以下「旧通運事業法」という。)第二条第一項第一号の行為を行う事業(次条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営

する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。について旧通運事業法第四条第一項の免許

を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に第一種利用運送事業及び運送取扱事業についてそれぞれ第三条第一項の許可及び第二十三条の登録を受けたものとみなす。

前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該

事業に係る旧通運事業法第五条第三項の事業計画（第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

運輸大臣は、第一項の規定により運送取次事

業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録については、当該事業に係る旧通運事業法第五条第三項の事業計画に記載されている事項のうち第二十五条第一項第一号に掲げる事項に相当するもの及び同項第二号に掲げる事項を運送取次事業者登録簿に記載することにより行うものとする。

運輸大臣は、前項の場合において、第二十五条第一項第一号に掲げる事項の一部の事項について旧通運事業法第五条第三項の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要

があるとき、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところ

るにより、職権により、当該登録を更正することができる。

第八条 この法律の施行の際現に次の各号のい

れかに該当する者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を経営しているものは、当該免許（第二号に掲げる者にあつては、当該免許及

び当該指定又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

一 旧通運事業法第二條第一項第一号及び第二

号の行為を行う事業について旧通運事業法第
四條第一項の免許を受けている者

二 旧通運事業法第二条第一項第一号の行為を行ふ事業について旧通運事業法第四条第一項の免許を受けている者であつて、旧通運事業法第十五条の規定により運輸大臣から取扱票の指定を受けているもの又は附則第四条の規定による改正前の道路運送法(以下「旧道路運送法」という。)第二条第四項第三号の行為を行ふ

行方事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けているもの

2 前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧通運事業法第五条第三項の事業計

画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画と、当該事業に係る旧通運事業法第五条第三項の事業計画(第四条第一項第四号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)若しくは旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画画(第四条第一項第四号に規定する事項に相当する

る事項に係る部分に限る。）又は当該事業に係る旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第四条第一項第四号に規定する事項に相当するも

のを同号の集配事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第四條第一項第四号に規定する事項の一部の事項について旧通運事業法第五條第三項の事業計画、旧道

路運送法第五條第一項第三号の事業計画又は旧
道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱
事業者登録簿にこれに相当する事項の記載がな

いときその他必要があると認めるときは、当該第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところによる

り、当該集配事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求め

ることができる。この場合において当該届出書の提出があったときは、第七条、第八条第一項及び第十五条第一号中「集配事業計画」とあるのは、「集配事業計画（附則第八条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）とする。」とする。

4 第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者（同項第二号に

掲げる者に限る。)がこの法律の施行後最初に第九条第一項の規定により届け出なければならぬ運賃及び料金については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

5 前項に規定する者がこの法律の施行後最初に
 第十一条第一項の規定により認可を受けなければならぬ利用運送約款については、同項中「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

第九条 この法律の施行の際現に旧通運事業法第二十八条第一項の認可を受けている者は、施行

日に第五十三条第一項の届出をしたものとみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧通運事業法第二条第一項第二号の行為を行う事業について旧通運事業法第四条第一項の免許を受けている者

又は旧通運事業法第十五条の規定により運輸大臣から取扱駅の指定を受けている者であつて、

貨物運送取扱事業に該当する事業（附則第七條第一項の規定により第一種利用運送事業の許可若しくは運送取扱事業の登録を受けたものとみなされる者又は附則第八條第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可又は登録に係る事業に含まれるものを除く。）を經營しているものは、施行日から六月間は、第三條第一項の許可又は第二十三條の登録を受けないで、当該事業を引き続き經營することができ、

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間を超えて引き続き当該事業を經營しようとするときは、当該期間内に、当該事業の概要その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出して、当該事業の範囲その他の運輸省令で定める事項について確認を受けることができる。

3 前項の確認を受けた者は、第一項の規定にかかわらず、施行日から五年間は、第三條第一項の許可又は第二十三條の登録を受けないで、確認を受けた事業の範囲内において、当該事業を引き続き經營することができ、

4 第九條から第十三條まで、第十五條から第二十二條まで、第二十五條、第六十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十三條（第二号に係る部分に限る。）、第六十四條（第四号及び第五号に係る部分を除く。）、第六十五條及び第六十六條の規定は利用運送事業に該当する事業について第二項の確認を受けた者について、第十條、第十三條、第十五條（第一号及び第三号に係る部分を除く。）、第十六條、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條第二項、第五十五條、第六十二條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十四條（第五号に係る部分を除く。）、第六十五條及び第六十六條の規定は運送取扱事業に該当する事業について第二項の確認を受けた者について準用する。こ

の場合において必要な技術的改善又は、政令で定める。

第二十一條 この法律の施行の際現に附則第三條の規定による改正前の海上運送法（以下「旧海上運送法」という。）第二條第八項の海上運送取扱業について旧海上運送法第三十三條（旧海上運送法第四十四條において準用する場合を含む。）において準用する旧海上運送法第二十二條第一項の届出をしていない者は、施行日から三月間（次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日までの間）は、第二十三條の登録を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができ、

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第二十四條第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運送取扱事業について第二十三條の登録を受けたものとみなす。

3 運輸大臣は、前項の規定により運送取扱事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録については、同項の規定により提出された届出書に記載された第二十四條第一項各号に掲げる事項及び第二十五條第一項第二号に掲げる事項を運送取扱事業者登録簿に記載することにより行うものとする。

第十二條 この法律の施行の際現に旧道路運送法第二條第四項第一号又は第二号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十條第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る事業の範囲内において、施行日に運送取扱事業について第二十三條の登録を受けたものとみなす。

2 附則第七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により運送取扱事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧道路運送法第五條第三項の事業計画」とあるのは、

「附則第四條の規定による改正前の道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿」と読み替へるものとする。

第十三條 この法律の施行の際現に旧道路運送法第二條第四項第三号の行為を行う事業（附則第八條第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。）について旧道路運送法第八十條第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第四條第一項第三号に規定する事項に相当する事項を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第四條第一項第三号に規定する事項の一部の事項について旧道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があったときは、第七條、第八條第一項及び第十五條第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画（附則第十三條第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）」とする。

第十四條 この法律の施行の際現に附則第五條の規定による改正前の内航海運業法（以下「旧内航海運業法」という。）第三條第一項（旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。）の

規定による内航海運取扱業の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業及び運送取扱事業についてそれぞれ第三條第一項の許可及び第二十三條の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧内航海運業法第四條第一項第三号の事業計画（第四條第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第四條第一項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 附則第七條第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により運送取扱事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧通運事業法第五條第三項の事業計画」とあるのは、「附則第五條の規定による改正前の内航海運業法第四條第一項第三号の事業計画」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定により第一種利用運送事業の許可及び運送取扱事業の登録を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後第九條第一項の規定により最初に届け出なければならない運賃及び料金並びに第二十八條第一項の規定により最初に届け出なければならない料金については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

5 前項に規定する者がこの法律の施行後第十一條第一項の規定により最初に認可を受けなければならない利用運送約款及び第二十九條第一項の規定により最初に認可を受けなければならない運送取扱約款については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

第十五條 この法律の施行の際現に旧内航海運業法第三條第一項（旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による内航

運送取扱業の許可を受けている者(以下「内航運送取扱業者」という。)は、施行日に附則第三条の規定による改正後の海上運送法第二条第八項の海運仲立業について同法第三十三条(同法第四十四条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧内航海運業法第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項(これらの規定を旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定により営業保証金を供託している者は、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

2 前項の営業保証金の取戻しは、この法律の施行前に当該営業保証金につき旧内航海運業法第十三條第一項(旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。)の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間中にその申出がなかった場合でなければ、これをすることができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な手続は、法務省令、運輸省令で定める。

4 前三項の規定にかかわらず、この法律の施行前に旧内航海運業法第二十四條第一項(旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する営業保証金を取り戻すことを得べき事由が発生している者の当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に内航運送に関し内航運送取扱業者と取引をした者が有する当該取引により生じた債権については、旧内航海運業法第十三條及び第二十七條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十七条 この法律の施行の際現に附則第六條の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。)第二十九條の利用航空運送事業(次

条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。について旧航空法第二百二十二條の二第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百二十二條の二第二項において準用する旧航空法第二百二十二條の二第二項(第四條第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

第十八条 この法律の施行の際現に旧航空法第二百二十二條の二第一項の免許を受け、かつ、旧道路運送法第四條第一項の免許又は旧道路運送法第二條第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十條第一項の登録を受けている者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を経営しているものは、当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百二十二條の二第二項において準用する旧航空法第二百二十二條の二第二項(第四條第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画と、当該事業に係る旧道路運送法第五條第一項第三号の事業計画(第四條第一項第四号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)又は当該事業に係る旧道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第四條第一項第四号に規定する事項に相当するものを同号の集配事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 附則第八條第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「旧通運事業法第五條第三項の事業計画、旧道路運送法第五條第一項第三号の事業計画」とあるのは、「旧道路運送法第五條第一項第三号の事業計画」と、「附則第八條第三項」とあるのは、「附則第十八條第三項において準用する附則第八條第三項」と読み替へるものとする。

4 附則第八條第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

第十九条 この法律の施行の際現に旧航空法第二十九條の利用航空運送事業(次条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。)について旧航空法第二百三十一條の二第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百三十一條の二第二項において準用する旧航空法第二百二十九條第二項の事業計画(第三十五條第四項の事業計画)について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。)を第三十五條第四項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

第二十条 この法律の施行の際現に旧航空法第二百三十一條の二第一項の許可を受け、かつ、旧道路運送法第四條第一項の免許又は旧道路運送法第二條第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十條第一項の登録を受けている者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を経営しているものは、当該許可及び当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三十五條第

一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百三十一條の二第二項において準用する旧航空法第二百二十九條第二項の事業計画(第三十五條第四項の事業計画)について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。)及び当該事業に係る旧道路運送法第五條第一項第三号の事業計画(第三十五條第四項の事業計画)について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。)又は旧道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第三十五條第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項に相当するものを同項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第三十五條第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項の一部の事項について旧道路運送法第五條第一項第三号の事業計画又は旧道路運送法第八十二條第一項の自動車運送取扱事業者登録簿にこれに相当する事項がないときその他必要があるとき認めるときは、当該第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該第三十五條第四項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第三十六條第一項、第二項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第二十條第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。)」とする。

4 附則第八條第四項の規定は、第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。この場合において、同条第四項中「第九條第一項」とあるの

は、「第三十七条第一項」と読み替えるものとす
る。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧航空法第
百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業
の届出をしている者(外国人等を除く)は、施
行日から三月間(次項の規定により届出書を提
出したときは、その届出書を提出した日までの
間)は、第二十三条の登録を受けないで、当該
事業(貨物の運送の取次ぎに係るものに限る)
を従前の例により引き続き経営することができ
る。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内
に、当該事業に係る第二十四条第一項各号に掲
げる事項を記載した届出書に当該事業の計画そ
の他運輸省令で定める事項を記載した書類を添
付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運
送取扱事業について第二十三条の登録を受けた
ものとみなす。

3 附則第十一條第三項の規定は、前項の規定に
より運送取扱事業の登録を受けたものとみなさ
れる者に係る当該登録について準用する。

第二十二條 附則第七條第一項、第八條第一項、
第十一條第二項、第十二條第一項、第十三條第
一項、第十四條第一項、第十七條第一項若しく
は第十八條第一項の規定又は前条第二項の規定
により第三條第一項の許可又は第二十三条の登
録を受けたものとみなされる者であつて、これ
らの規定により第一種利用運送事業若しくは第
二種利用運送事業又は運送取扱事業についてそ
れぞれ二以上の許可又は登録を受けたものとみ
なされるものについては、当該二以上の許可又
は登録を一つの許可又は登録とみなして、この法
律の規定を適用する。

第二十三條 附則第七條第一項、第八條第一項、
第十一條第二項、第十二條第一項、第十三條第
一項、第十四條第一項、第十七條第一項、第十
八條第一項又は第二十一条第二項の規定により
第三條第一項の許可又は第二十三条の登録を受

けたものとみなされる者についての第二十一条
第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適
用については、これらの規定中「該当するに
至ったとき」とあるのは、「該当していたことが
判明したとき又はいずれかに該当するに至った
とき」とする。

第二十四條 この法律の施行の際現に旧航空法第
百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業
の届出をしている者(旅客の運送の取次ぎに係
る航空運送取扱業を経営しているものに限る)
は、施行日に附則第六條の規定による改正後の
航空法第百三十三条第一項の規定による旅客航
空運送取扱業の届出をしたものとみなす。

第二十五條 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道
路運送法、旧内航海運送法若しくは旧航空法
(附則第二十八條において「旧海上運送法等」
という)又はこれらに基づく命令によりした処
分、手続その他の行為で、この法律中相当する
規定があるものは、附則第七條から第十五條ま
で、附則第十七條から第二十一条まで及び前条
に規定するものを除き、運輸省令で定めるとこ
ろにより、この法律によりしたものとみなす。

第二十六條 この法律の施行の際現に船舶運航事
業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業に
該当する事業を経営している外国人等は、施行
日から六月間は、第三十五条第一項の許可を受
けないうで、当該事業を引き続き経営することが
できる。その者がその期間内に当該事業につい
て同項の許可の申請をした場合において、その
許可をする旨又はその許可をしない旨の通知を
受ける日までの間についても、同様とする。

第二十七條 この法律の施行の際現に船舶運航事
業者の行う国際貨物運送に係る運送取扱事業に
該当する事業を経営している外国人等又は旧航
空法第百三十三条第一項の規定による航空運送
取扱業(貨物の運送の取次ぎに係るものに限
る)の届出をしている外国人等(以下「外国人航
空運送取扱業者」という)は、施行日から六月

間は、第四十一条第一項の登録を受けないで、
当該事業を引き続き(外国人航空運送取扱業者
にあつては、従前の例により引き続き)経営す
ることができ、その者がその期間内に同項の
登録の申請をした場合において、その登録をす
る旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける
日までの間についても、同様とする。

第二十八條 この法律の施行の際現に貨物運送取
扱事業に該当する事業(旧海上運送法等に基づ
き免許、許可若しくは登録を受けること又は届
出をする)を要する事業並びに附則第十条及
び前二條の規定が適用される事業を除く)を経
営している者は、施行日から六月間は、第三
十一条若しくは第三十五条第一項の許可又は第
二十三条若しくは第四十一条第一項の登録を受
けないうで、当該事業を経営することができ、
その者がその期間内に当該事業についてこれら
の規定による許可又は登録の申請をした場合に
おいて、その許可をする旨若しくはその許可を
しない旨又はその登録をする旨若しくはその登
録を拒否する旨の通知を受ける日までの間につ
いても、同様とする。

第二十九條 この法律の施行の際現に第五十二条
第一項に規定する貨物運送取扱事業を経営する
者が組織している団体に該当する団体について
の同項の規定の適用については、同項中「その
成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」
とする。

第三十條 この法律の施行前にした行為及び附則
第十一條第一項又は第二十一条第一項若しくは
第二十七條の規定により従前の例によることと
される海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係
るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第七條から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關して必要な経過
措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)
第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第二十五号中「通
運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第
二条第二項に規定する通運事業」を「貨物運送取
扱事業法(平成元年法律第 号)第二条第六
項に規定する貨物運送取扱事業のうち同条第四
項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送
に係るもの若しくは同条第九項に規定する第二
種利用運送事業者のうち同条第三項に規定する航
空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当
該第二種利用運送事業に係る貨物の集貨又は配
達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需
要に応じてするものを除く)に係る部分に限
る。に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第三十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年
法律第二百六十四号)の一部を次のように改正
する。

第二条第一項第七号中「内航海運業」を「内航
海運事業」に改める。
(港湾運送事業法の一部改正)
第三十四条 港湾運送事業法の一部を次のよう
に改正する。

第三十三条の二第一項中「内航海運業法(昭和
二十七年法律第百五十一号)」の下に「及び貨物
運送取扱事業法(平成元年法律第 号)」を
加える。

第三十三条の三第一項中「若しくは内航運送
取扱業の許可を受けた者又は」を「の許可を受け
た者若しくは」に改め、「届出をした者」と下に
「(以下この項において「内航運送業者」という。)
又は貨物運送取扱事業法第三条第一項の規定に
よる利用運送事業(内航運送業者の行う運送に
係るものに限る。の許可を受けた者」を加え、
「内航海運業者」とを「内航海運事業者」とに、
「内航海運業者が」を「内航運送業者が」に改め、

同条第二項中「内航海運業者」を「内航海運事業者に改め、同条第三項中「内航海運業者」を「内航海運事業者に改め、同条第四項中「同項」を「同項」に改める。

(道路法の一部改正)

第三十五条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の二第三項中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第三十六條 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「通運事業」を「利用運送事業」に改める。

第二條中「通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)による通運事業(同法第四條第三項の規定により荷主の指定のある免許に係るものを除く。）」を「貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)による第二種利用運送事業」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五條中「通運事業」を「第二種利用運送事業」に改める。

第十二條中「外、左に」を「ほか、次に」に改め、同条第一号中「通運事業」を「第二種利用運送事業」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第二種利用運送事業の事業単位にあつては、利用運送に係る運送機関の種類及び貨物の集配の拠点

第十二條第六号中「又は通運事業法第四條第三項」を削る。

第十四條の前の見出しを「(免許又は許可の取消し及び失効)」に改め、同条第一項中「免許の取消し」を「主務大臣は、免許若しくは許可の取消し」に改める。

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号

貨物運送取扱事業法外一件

し」に、「主務大臣は、直ちにその旨」を「直ちに、許可の失効があつたときは、その事実を知つたとき直ちに、その旨」に改め、同条第四項中「免許」を「免許又は許可」に「取消し」を「取消し」に改め、同条第五項中「みなされた免許を」を「みなされた免許又は許可」に改める。

第十五條第一項中「免許」の下に「又は許可」を加え、同条第二項中「免許」を「免許又は許可」に改める。

第十八條の見出し中「免許」の下に「又は許可」を加え、同条第一項中「免許」を「免許又は許可」に改め、「通運事業法第六條第二項各号」を「貨物運送取扱事業法第五條各号」に改め、「当該免許」の下に「又は許可」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十七條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「内航海運業」を「内航海運事業」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十八條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第二項中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十九條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「又は通運事業」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十條の九第一項第一号中「通運事業法(昭和二十四年法律第百四十一号)第二條第二項

に規定する通運事業」を「貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)第二條第九項に規定する第二種利用運送事業」に、「第二條第五項」を「第二條第四項」に改める。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第四十一條 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第四十二條 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第四十三條 内航海運組合法(昭和三十三年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「内航海運業」を「内航海運事業」に改める。

第二條第二項中「内航海運業」を「内航海運事業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二條第五項」を「第二條第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)第二條第六項の貨物運送取扱事業(第一号に掲げる事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。)

第三條、第八條第一項、第五十九條第一項、第六十條及び第六十七條第一項中「内航海運業」を「内航海運事業」に改める。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第四十四條 自動車ターミナル法(昭和三十四年

法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「(道路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ。)」を削り、「見易い」を「見やすい」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第四十五條 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

第七十四條の二第一項中「及び通運事業法(昭和二十四年法律第百四十一号)の規定による通運事業者」を削る。

第七十五條第三項中「通運事業法の規定による通運事業者」を「貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)の規定による第二種利用運送事業を経営する者」に改める。

第八十八條の四「通運事業法の規定による通運事業者」を「貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の見出し中「許可又は登録」を「又は許可」に改め、同号(三)を削る。

別表第一第三十七号を次のように改める。

三十七 削除

別表第一第四十一号の見出し中「利用航空運送事業」を削り、同号(二)中「第百二十二條の二第一項」及び「利用航空運送事業の免許」を削り、同号(四)を削り、同号の次に次のように加える。

四十一の二 利用運送事業の許可又は運送取扱事業の登録

- (一) 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第...条第一項(許可)の利用運送事業の許可
- イ 第一種利用運送事業の許可
- ロ 第二種利用運送事業の許可
- (二) 貨物運送取扱事業法第二十三条(登録)の運送取扱事業の登録
- (三) 貨物運送取扱事業法第三十五条第一項(許可)の船舶運送事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業の許可
- イ 第一種利用運送事業の許可
- ロ 第二種利用運送事業の許可
- 四 貨物運送取扱事業法第四十一条第一項(登録)の船舶運送事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る運送取扱事業の登録

号)第三	
許可件数	一件につき九万円
許可件数	一件につき十二万円
登録件数	一件につき三万円
許可件数	一件につき九万円
許可件数	一件につき十二万円
登録件数	一件につき三万円

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第四十七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第八項」を「第二条第七項」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

第四十八条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「次の業務を行なう」を「次の業務を行なう」に改め、同項第三号中「第二条第八項」を「第二条第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改める。

(自動車事故対策センター法の一部改正)

第四十九条 自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「同法第四十六条

の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなされる通運事業者の事業を含む。」を削り、「第二条第五項」を「第二条第四項」に改める。

(外国等による本邦外航船舶運送事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正)

第五十条 外国等による本邦外航船舶運送事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二条第十項」を「第二条第九項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第五十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二十八号中「内航海運業」を「内航海運事業」に改め、同項第八号中「自動車道事業、通運事業(附帯業務を含む。以下同。及び通運計算事業)」及び「自動車道事業」に改め、同項第九号を削り、同項第十号中

「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十 削除

第三条の二第二項第五十五号中「通運事業、通運計算事業」を削り、同項第六十六号中「通運」を「鉄道又は軌道に係る貨物運送取扱事業」に改め、同項第五十七号中「利用航空運送事業」を削り、同項第六十号中「航空運送取扱業」を「旅客航空運送取扱業」に改め、同項第六十四号の次に次の五号を加える。

百六十四の二 利用運送事業(附帯業務を含む。以下同じ。)に関する許可及び認可に関すること。

百六十四の三 運送取扱事業(附帯業務を含む。以下同じ。)に関する登録及び認可に関すること。

百六十四の四 前二号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

百六十四の五 前三号に掲げるもののほか、利用運送事業及び運送取扱事業の発達、改善及び調整に関すること。

百六十四の六 通運計算事業に関すること。

第三条の二第二項第七号中「通運事業」を「鉄道又は軌道に係る貨物運送取扱事業」に改める。

第四条第一項第十五号の七中「内航海運業」を「内航海運事業」に改める。

第四条第一項第三十八号の二を次のように改める。

三十八の二 削除

第四条第一項第四十二号及び第四十二号の二を削り、第四十二号の三を第四十二号とし、

第四十二号の四から第四十二号の八までを二号ずつ繰り上げ、同項第四十四号中「自動車道事業、自動車運送取扱事業、通運事業及び通運計算事業」を「及び自動車道事業」に改め、同項第

四十四号の九中「利用航空運送事業」を削り、同項第四十四号の十の次に次の二号を加える。

四十四の十一 利用運送事業を許可し、及び利用運送事業の業務に關し、認可し、又は必要な処分をすること。

四十四の十二 運送取扱事業を登録し、及び運送取扱事業の業務に關し、認可し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項第一号中「自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業」を「及び自動車運送事業」に改め、同項第八号及び第八号の二を削り、第八号の三を第八号とし、第八号の四を第八号の二とし、同項第十一号の四を次のように改める。

十一の四 削除

第四十条第一項第五十七号中「自動車道事業、通運事業及び通運計算事業」を「及び自動車道事業」に改め、同項第五十八号を次のように改める。

五十八 削除

第四十条第一項第七十三号中「通運事業、通運計算事業」を削り、同号の次に次の四号を加える。

七十四 利用運送事業に関する許可及び認可に関すること。

七十五 運送取扱事業に関する登録及び認可に関すること。

七十六 前二号に掲げるもののほか、利用運送事業及び運送取扱事業の発達、改善及び調整に関すること。

七十七 通運計算事業に関すること。

(検討) 第五十二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

貨物自動車運送事業法案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十二日

運輸委員長 中野 鉄造

参議院議長 土屋 義彦殿

第十七条第一項中「整備」の下に「事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、貨物自動車運送事業の健全な発達を図るため、当該事業を許可制とし、その運営を適正かつ合理的なものとするにより貨物自動車運送事業者が利用者の需要の高度化及び多様化に対応して適切なサービスを提供し得るようになるとともに、民間団体が行う貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための自主的な活動を促進する措置等について定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらるが、第十七条の輸送の安全に関する規定に事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える修正を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、関係者に本法の趣旨、目的を周知徹底させるとともに、次の事項につき、万全の措置を講ずべきである。

一 貨物自動車運送事業者に対する許可後の指導

監督を強化するとともに、貨物自動車運送適正化事業実施機関の有効活用を図ること。

二 貨物自動車運送事業の適正化を図るため、運賃料金の変更命令、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取消し処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

三 不適正な事業活動を防止するため、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活用を図るとともに、更新制と同様の効力が期待されるよう計画的かつ着実な監督を実施する等、許可後の指導監督を強化すること。

四 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年二月九日労働省告示第七号）」を輸送の安全確保に関する事業者の遵守すべき事項として、運輸省及び労働省において、その徹底を図り、労働時間の短縮及び労働力の確保について業界を指導するとともに、その円滑な推進のための環境整備を図ること。

五 過積み、過労運転を防止するため、自重計及び運転時間等も正確に把握しうる運行記録計の研究開発に努め、装着義務化に向けて環境整備を図るとともに、乗務記録等輸送活動の状況を示す記録の作成義務の遵守徹底を図り、併せて高速自動車国道を含めた貨物自動車の運転者の休憩施設、駐車施設、重量計の設置等の整備を促進すること。

六 貨物自動車運送事業への参入についての許可基準を具体的に定めて公示し、その運用については、統一性、透明性を確保すること。

七 貨物自動車運送事業の許可に当たっては、最低車両規模の確保等適切な事業計画及び事業遂行能力が確保されるよう厳正に行うとともに、許可後においても最低車両規模等が確保されるよう指導監督を強化すること。

八 緊急調整措置、標準運賃・料金及び荷主への勧告に関する規定については、具体的にその要件を明らかにし、適切かつ機動的に運用すること。

九 自家用貨物自動車による営業類似行為等の違法行為を防止し、当該違法行為に対して厳正な処分を行うとともに、自家用貨物自動車の運行に関する安全規制の遵守徹底を図ること。

十 下請・備車に関する本法の適用関係を明確にするとともに、元請事業者の下請事業者に対する違法行為の強要等元請事業者の不当な活動に對しては、荷主の勧告規定の適用等により適切な指導監督を行うこと。

十一 貨物自動車運送事業に従事する労働者の労働時間短縮を促進するとともに、果進歩合制の廃止等賃金制度の改善指導、産業別最低賃金制度の確立に努めること。

十二 適正な原価を下回る運賃の收受等不正な取引を防止し、貨物自動車運送の秩序の確立を図るため、貨物自動車運送事業者とその荷主及びそれぞれの団体相互の協力体制の確立に一層努めるとともに、貨物自動車運送適正化事業実施機関は、荷主及びその団体に対する啓発活動の実施等広範かつ効果的に事業を遂行すること。

十三 社団法人を貨物自動車運送適正化事業実施機関として指定するときは、適正化事業が公正かつ着実に実施されるよう当該実施機関に対する指導監督の徹底を図るとともに、事業の実施状況を踏まえ、三年以内に新たな財団法人への指定を含め、あらゆる角度から総合的に見直しを検討すること。

十四 貨物自動車運送適正化事業実施機関の在り方及び事業活動指針の策定について協議するため、関係行政機関、貨物自動車運送事業者団体、関係労働団体及び学識経験者からなる委員会を設置すること。

十五 貨物自動車運送事業の経営基盤の確立及び

社会的地位の向上を図るため、九十九パーセントを占める中小貨物自動車運送事業者に十分配慮し、円滑かつ安定的に事業が行えるよう協業化、共同化等の中小企業対策を強力に推進すること。

十六 物流の合理化を推進するため、都市周辺部における事業用施設用地の円滑な確保を図るための措置を講ずること。

十七 輸送の合理化等を推進するため、車両総重量等車両諸元に関する制限の緩和について、その具体的な方向について早急に検討結果を出し、輸送の安全の確保及び環境への影響を配慮しつつ、今後の道路整備の進捗状況等に応じて規制緩和を図るとともに、車両構造や車両機器の改善について開発を促進し、その普及に努めること。

十八 事業用自動車の運行の安全を確保することにおいて、貨物自動車運送事業者の責任が回避されることのないよう、運行管理者の業務の責任範囲を明確に定めるとともに、運行管理者に係る規定の運用に十分留意すること。

十九 本法の趣旨、目的を達成するため、指導監督等行政体制の強化、関係行政機関の円滑な連携・協力体制の充実強化に必要な行政措置を一段と強化すること。

右、決議する。

貨物自動車運送事業法案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議長 土屋 義彦殿

貨物自動車運送事業法案

貨物自動車運送事業法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 貨物自動車運送事業(第三条―第三十七条)
第三章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進(第三十八―第四十五条)
第四章 指定試験機関(第四十六条―第五十八条)
第五章 雑則(第五十九条―第六十九条)
第六章 罰則(第七十条―第七十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。
4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪

以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業をいう。

5 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項の自動車をいう。

6 この法律において「特別積合せ貨物運送」とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場(以下この項、第四條第二項及び第六條第四号において単に「事業場」という。)において集積された貨物の仕分けを行い、集積された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分けを行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

第二章 貨物自動車運送事業

(一般貨物自動車運送事業の許可)

第三条 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四條 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業区域、営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車(以下「事業用自動車」という。)の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別その他運輸省令で定める事項に関する事業計画

2 前条の許可の申請をする者は、特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他運輸省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)
第五條 次の各号のいずれかに該当する者は、第三條の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しに係る期間の期日及び場所の指定の日前六十日以内にその法人の役員であつた者が当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第六條 運輸大臣は、第三條の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること

二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること

三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること

四 特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施

施するため必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

(緊急調整措置)

第七條 運輸大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力(以下この条において単に「供給輸送力」という。)が輸送需要量に對し著しく過剰となつていて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三條の許可を受けた者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)であつて当該特定の地域にその営業区域の全部又は大部分が含まれるものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2 運輸大臣は、特定の地域間において供給輸送力(特別積合せ貨物運送に係るものに限る。)が輸送需要量に對し著しく過剰となつていて、当該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間において特別積合せ貨物運送を行っている一般貨物自動車運送事業者の相当部分について事業の継続が困難となり、かつ、当該特定の地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、当該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、告示によつて行う。

4 運輸大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三條の許可の申請に係る営業区域が当該緊急調整地域の全部若しくは一部を含むものであるとき、又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において同条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部若しくは一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

5 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区域の指定がある場合には、それぞれ、当該緊急調整区域における供給輸送力又は当該緊急調整区域における特別積合せ貨物運送に係る供給輸送力を増加させるものとして運輸省令で定める事業計画の変更をすることができない。

(事業計画)
第八條 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。
2 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができ

第九條 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
2 第六條の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する運輸省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

(禁止行為)
第十條 一般貨物自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する貨物の運送をしてはならない。

(運賃及び料金)
第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を變更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
三 他の一般貨物自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(運賃又は料金の割戻しの禁止)
第十二條 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に對し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(運送約款)
第十三條 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。)においては、一般貨物自動車運送事業者は、第一項の認可を受けないでこれと同一の運送約款を定めることができる。同項の認可を受けた運送約款を当該標準運送約款と同一のものに變更しようとするときも、同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該一般貨物自動車運送事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金の揭示)
第十四條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他運輸省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運輸に関する協定)
第十五條 一般貨物自動車運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用、連絡運輸又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定を締結しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、当該協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十六條 前条第一項の認可を受けて行う正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

(輸送の安全)
第十七條 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十八條 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運輸省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
2 前項の運行管理者の業務の範囲は、運輸省令で定める。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、運輸省令で定める事項を遵守しなければならない。

4 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、運輸省令で定める事項を遵守しなければならない。

(運行管理者)
第十八條 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運輸省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
2 前項の運行管理者の業務の範囲は、運輸省令で定める。

3 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(運行管理者資格者証)
第十九條 運輸大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。
一 運行管理者試験に合格した者
二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると運輸大臣が認定した者
運輸大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

一 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

運行管理者資格者証の交付に関する手続的事項は、運輸省令で定める。

（運行管理者資格者証の返納）

第二十条 運輸大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

第三十一条 運行管理者試験は、運行管理者の業務に關し必要な知識及び能力について運輸大臣が行う。

運行管理者試験は、運輸省令で定める実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

運行管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、運輸省令で定める。
(運行管理者等の義務)

第二十二條 運行管理者は、誠実にその業務を行
わなければならない。

一般貨物自動車運送事業者は、運行政管理者に対し、第十八条第二項の運輸省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならぬ。

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

(輸送の安全確保の命令)

第二十三条 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事故の報告)

第二十四条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他運輸省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)
第二十五条 一般貨物自動車運送事業者

に對し、不当な運送條件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に
対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
(事業改善の命令)

第二十六条 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができ、

二 運送約款を変更すること。

三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。

四 貨物の運送に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することが出来る保険契約を締結すること。

五 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

〔名義の利用等の禁止〕

第二十七条 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはな

らない。

(事業用自動車の貸渡し)

三十八条 一般貨物自動車運送事業者は、その

事業用自動車の貸渡しをしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、第三条の許可を受けて経営する一般貨物自

自動車運送事業若しくは第三十五条第一項の許可を受けて経営する特定貨物自動車運送事業又は

貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)

第三条第一項若しくは第三十五條第一項の許可を受けて経営する同法第二條第九項の第二種利用運送事業の用に供するため、事業用自動車(

運輸大臣は、その貸渡しによつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。

（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）

第二十九條 事業用自動車の運行の管理その他運輸省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、受託者が当該業務の管理を行うのに適している者でないと認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け等）

第三十条 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び

譲受けは、運輸大臣の認可を

2 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業

者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において、一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五条及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般貨物自動車運送事

業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般貨物自動車運送事業者たる法人が他の法人と合併した場合における合併後存続する法人若し

くは合併により設立された法人は、第三条の許可に基づく権利義務を承継する。

第三十一条 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自

郵便運送事業を承継すべき株主人を定めたときは、その者。以下同じ。が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き継ぎ経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般貨物自動車運送事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第三十三条 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第三十四条 運輸大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を運輸大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について運輸大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 運輸大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標(次項に規定する自動車に係るものを除く。)の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、運輸大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十六条第二項の抹消登録証明書を交付しないものとする。

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を営むようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三 営業区域、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他運輸省令で定める事項に關する事業計画
3 運輸大臣は、その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、第一項の許可をしてはならない。

4 第四條第三項及び第五條の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第七條第四項の規定は同條第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可の申請について、同條第五項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)について準用する。

6 第九條、第十條、第十一條第一項、第十五條、第十六條、第十七條第一項から第三項まで、第十八條、第二十二條第二項及び第三項、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十二條並びに第三十三條の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に關する業務について、前條の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九條第二項中「第六條」とあるのは、「第三十五條第三項」と読み替へるものとする。

7 特定貨物自動車運送事業の譲渡し又は特定貨物自動車運送事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人(特定貨物自動車運送事業者たる法人と特定貨物自動車運送事業を営まない法人の合併後存続する特定貨物自動車運送事業者たる法人を除く。)若しくは合併により設立された法人若しくは相続人は、第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

8 前項の規定により第一項の許可に基づく権利義務を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六條 貨物軽自動車運送事業を営むようとする者は、運輸省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第十七條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十五條第一項及び第三十三條(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七條第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運輸の補助に従事する従業員について、第三十四條の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三條中「第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項又は前條第二項若しくは第三項の規定」とあるのは「第三十六條第二項において準用する第十七條第一項から第三項までの規定」と、第三十三條中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三條の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替へるものとする。

3 貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 貨物軽自動車運送事業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

5 貨物軽自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(第二種利用運送事業者に關する特別)

第三十七條 第八條から第十六條まで、第二十五條から第二十七條まで及び第三十二條の規定又は第三十五條第六項において準用する第九條、第十條、第十一條第一項、第十五條、第十六條、第二十七條及び第三十二條の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物運送取扱事業法第三條第

一項又は第三十五条第一項の許可に係る同法第二十九条第九項の第二種利用運送事業（同項に規定する貨物の集配（以下この条において「貨物の集配」という。）に係る部分に限る。）については、適用しない。

2 貨物運送取扱事業法第二十九条第九項の第二種利用運送事業についての同法第三十一条第一項又は第三十五条第一項の許可（以下この条において「第二種利用運送事業許可」という。）を受けた者であつて当該第二種利用運送事業許可（当該事業に係る同法第八十一条又は第三十六条第二項の認可を含む。以下この条において同じ。）の申請の時に同法第六十五条第五号に規定する者に該当するものは、第三十一条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

3 第三十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十三條、第二十四條、第二十八條、第三十三條（第一号に係る部分に限る。並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三十一条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者（第二種利用運送事業許可を受けた後第三十一条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種利用運送事業者」という。）について、第十七條第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若

しくは一部の停止を命じ、又は第三十一条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替へるものとする。

第三章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進

第三十八条 運輸大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地方運輸局の陸運支局の管轄区域を勘案して運輸大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）に一

を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）として指定することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による地方実施機関の指定をしたときは、当該地方実施機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

（事業）
第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者（特定第二種利用運送事業者を含む。以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために貨物自動車運送事業者への通知その他運輸大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

（改善命令）

第四十条 運輸大臣は、地方実施機関の地方適正化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、地方実施機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。（指定の取消し等）

第四十一条 運輸大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（運輸省令への委任）
第四十二条 第三十八条第一項の指定の手続その他地方実施機関に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条 運輸大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）として指定することができる。

（事業）
第四十四条 全国実施機関は、次に掲げる事業（以下「全国適正化事業」という。）を行うものとする。

一 地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針を策定すること。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。

四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

（準用規定）

第四十五条 第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「所在地並びに当該指定に係る区域」とあるのは「所在地」と、第四十条中「地方適正化事業」とあるのは「全国適正化事業」と読み替へるものとする。

第四章 指定試験機関

（指定試験機関の指定等）

第四十六条 運輸大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、運行管理者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 運輸大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第四十七条 運輸大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 運輸大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四十八条 運輸大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

第四十九条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、運輸省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十条 指定試験機関の試験事務に従事する役員(役員等)の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十二条第一項の試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第五十一条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第五十二条 指定試験機関は、運輸省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十三条 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十四条 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第五十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(業務の休止)

第五十六条 指定試験機関は、運輸大臣の許可を受けなければならない。試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十七条 運輸大臣は、指定試験機関が第四十七条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第四十七条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

三 第五十条第三項、第五十二条第二項又は第五十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十二条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(運輸大臣による試験事務の実施)

第五十八条 運輸大臣は、指定試験機関が第五十六条第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、第四十六条第三項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第五十六条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 雑則

(許可等の条件)

第五十九条 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第六十条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地方実施機関及び全国実施機関（以下「地方実施機関等」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関し報告をさせることができる。

4 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第六十一条 運行管理者試験を受けようとする者又は運行管理者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(指定試験機関の処分についての審査請求)

第六十二条 この法律の規定による指定試験機関の処分不服がある者は、運輸大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(標準運賃及び標準料金)

第六十三条 運輸大臣は、特定の地域（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあつては、特定の地域間。以下この項において同じ。）において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による標準運賃及び標準料金を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(荷主への勧告)

第六十四条 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者（以下

「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第七条第一項から第三項まで（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことに基き第二十三条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）に該当したことに基き第三十三条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると

きその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対して、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第六十六条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局陸運支局長に委任することができる。

(運輸審議会への諮問)

第六十七条 運輸大臣は、第七条第一項の規定による緊急調整地域の指定、同条第二項の規定による緊急調整区域間の指定並びに第六十三条第一項の規定による標準運賃及び標準料金の設定については、運輸審議会に諮り、その決定を尊重してしなければならない。

(職権)

第六十八条 運輸大臣は、第二十条、第三十三条（第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十一条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による処分（第三十三条の規定による処分にあつては、事業の停止及び許可の取消しに係る部分に限る。）をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。

聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(運輸省令への委任)

第六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営した者

二 第二十七条第一項の規定に違反してその名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させた者

三 第二十七条第二項の規定に違反して一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させた者

四 第三十五条第六項において準用する第二十七條第一項の規定に違反してその名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させた者

五 第三十五条第六項において準用する第二十七條第二項の規定に違反して一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させた者

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定に違反してその職務に關し知り得た秘密を漏らした者

二 指定試験機関が第五十七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条(第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した者

二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営した者

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第一項(第三十五条第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して運行管理者を選任しなかった者

二 第二十九条第一項(第三十五条第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の管理の委託又は受託をした者

第七十四条 第九條第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けていなければならぬ事項を認可を受け

ないでした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき

二 第五十六条第一項の規定に違反して試験事務の全部を廃止したとき

三 第六十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第六十条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第二項、第十一條第二項、第二十三条(第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項(第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第九條第三項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで事業用自動車に關する事業計画の変更をした者

三 第十一條第一項の規定による届出をしないで運賃又は料金を收受した者

四 第十三條第一項又は第十五條第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けなかった者

五 第十八條第三項(第三十五条第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

六 第二十八條第一項(第三十五条第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

七 第三十四条第三項(第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

八 第三十六条第一項の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営した者

九 第六十条第一項(第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

十 第六十条第四項(第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

第七十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした地方実施機関又は全国実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

二 第六十条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第七十条、第七十二条から第七十四条まで又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

な事項に關する事業計画の変更を届け出なかった者

二 第十三條第四項、第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第三十五条第六項において準用する第十一條第一項、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者

三 第十四條の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

四 第二十四条(第三十五条第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に附則第十四條の規定による改正前の道路運送法(以下「旧法」という。)

第三條第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について旧法第四條第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業について次項の規定により確認を受けたときは、その確認を受けた事業の範囲内において、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に一般貨物自動車運送事業について第三條の許可を受けたものとみなす。

2

前項に規定する者は、施行日から三月以内に、この法律の施行の際現に旧法第四條第一項の免許を受けて経営している旧法第三條第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業に關する第四條第一項第二号の營業区域に相當する区域その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出して、その確認を受けることができる。

3 第一項に規定する者は、前項に規定する期間内(同項の確認を申請したときは、その確認をする旨又はその確認をしない旨の通知を受ける日までの間)は、第三条の許可を受けず、当該事業を従前の例により引き続き経営することができ。

4 第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第五十一条第一項第三号の事業計画(第四号第一項第二号及び同条第二項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)及び第二項の確認を受けた事項を第四号第一項第二号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第七号第五項、第八号、第九号第一項及び第三項並びに第二十六号第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第二号第二項の確認を受けた事項を含む。)」とする。

5 第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、第十八号第一項の規定にかかわらず、旧法第二十五条の二第一項の規定の例により運行管理者を選任することができる。この場合における当該運行管理者の解任の命令については、同条第三項及び第四項の規定の例によるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項第五号の一般貨物自動車運送事業について旧法第四号第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に一般貨物自動車運送事業について第三条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第五十一条第一項第二号の事業

区域及び同項第三号の事業計画(第四号第一項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を第四号第一項第二号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第四号第一項第二号に規定する事項の一部の事項について旧法第五十一条第一項第三号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があるとき認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該第四号第一項第二号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があったときは、第七号第五項、第八号、第九号第一項及び第三項並びに第二十六号第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第三号第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。)」とする。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業について路線を定めて旧法第四十五条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業について次項の規定により確認を受けたときは、その確認を受けた事業の範囲内において、施行日に特定貨物自動車運送事業について第三十五号第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する者は、施行日から三月以内に、この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の許可を受けて経営している旧法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業に関する

第三十五号第二項第三号の営業区域に相当する区域その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出して、その確認を受けることができる。

3 第一項に規定する者は、前項に規定する期間内(同項の確認を申請したときは、その確認をする旨又はその確認をしない旨の通知を受ける日までの間)は、第三十五号第一項の許可を受けず、当該事業を従前の例により引き続き経営することができ。

4 第一項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第四十五条第二項第三号の事業計画(第三十五号第二項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)及び第二項の確認を受けた事項を第三十五号第二項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、同条第五項において準用する第七号第五項並びに第三十五号第六項において準用する第九号第一項及び第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第四号第二項の確認を受けた事項を含む。)」とする。

5 第一項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、第三十五号第六項において準用する第十八号第一項の規定にかかわらず、旧法第四十五条第五項において準用する旧法第二十五条の二第一項の規定の例により運行管理者を選任することができる。この場合における当該運行管理者の解任の命令については、旧法第四十五号第五項において準用する旧法第二十五条の二第三項及び第四項の規定の例によるものとする。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業について事業区域を定めて旧法第四十五条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に特定貨物自動車運送事業について第三十五号第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第四十五条第二項第二号の事業区域及び同項第三号の事業計画(第三十五号第二項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を第三十五号第二項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第三十五号第二項第三号に規定する事項の一部の事項について旧法第四十五条第二項第三号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があるとき認めるときは、当該特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該第三十五号第二項第三号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があったときは、同条第五項において準用する第七号第五項並びに第三十五号第六項において準用する第九号第一項及び第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第五号第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。)」とする。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

第六条 附則第二条から前条までの規定により第三項又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者であつて、これらの規定により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業について、それぞれ二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 貨物運送取扱事業法附則第八條第一項の規定により同法第二條第九項の第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者（同法附則第八條第一項第一号に掲げる者に限る。）は、第三十七條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項に規定する者とみなす。

2 附則第二条第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。

第八條 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第二条から第五項までに規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第九條 二輪の自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を経営する者については、施行日から二年間は、第三十六條の規定は、適用しない。

第十條 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第三項又は第四条第三項の規定により従前の例によることとされる場合及び附則第二条第五項（附則第三条第四項及び第七條第二項において準用する場合を含む。）又は第四条第五項（附則第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により旧法第二十五条の二第二項又は第三項（旧法第四十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第十二條 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第五号中「路線を定める一般自動車運送事業」を「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般旅客自動車運送事業のうち路線を定めるもの又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 号）による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）」に改める。

第十二條第一項中「路線を定める一般自動車運送事業を営む運送業者」を「第八條第一項第五号に掲げる者」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一一条の三十四第三項第二十五号中「第八條第一項に規定する一般自動車運送事業者で同法第三條第二項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる事業を経営するもの」を「第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 号）第二條第二項に規定する一般貨物自動車運送事業」に改める。

第七百一一条の四十一第一項の表の第十八号中「第三條第二項第三号」を「第三條第一号ハ」に改める。

附則第十五條第十六項中「第三條第二項第一号」を「第三條第一号イ」に改める。

附則第十五條の三第五項中「おける当該一般自動車運送事業」の下に「に相当する一般旅客自動車運送事業（以下この項及び次項において「一般旅客自動車運送事業」という。）を加え、「当該一般自動車運送事業」を「当該一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第六項中「一般自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第十四條 道路運送法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 總則（第一條・第二條）

第二章 旅客自動車運送事業（第三條―第四十五條）

第三章 貨物自動車運送事業（第四十六條）

第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七條―第七十七條）

第五章 家用自動車の使用（第七十八條―第八十一條）

第六章 雑則（第八十二條―第九十五條）

第七章 罰則（第九十六條―第一百八條）

附則

第一條中「法律は」の下に「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 号）と相まつて」を加える。

第二條第一項中「自動車運送事業、自動車道事業及び軽車両等運送事業」を「旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、旅客軽車両運送事業及び自動車道事業」に改め、同条第二項から第四項までは次のように改める。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をい

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、自動車をを使用して旅客を送る事業をいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

第二條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律で「旅客軽車両運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業をいう。

6 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

「第二章 自動車運送事業」を「第二章 旅客自動車運送事業」に改める。

第二條（第三條、第八條第三項、第十四條、第二十七條、第三十四條及び第三十五條を除く。）中「一般自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に、「一般自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第三條を次のように改める。

（種類）

第三條 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業及び無償旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号 貨物運送取扱事業法附則第二号

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

二 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業であつて、無償旅客自動車運送事業以外のもの)

三 無償旅客自動車運送事業(無償で旅客を運送する旅客自動車運送事業)

第四条第二項中「前条第二項各号」を「前条第一号イからハまで」に改め、同条第三項中「又は貨物」を削る。

第五条第一項中「左」を「次に」に改め、同条第二項中「左」を「次の」に、「外」を「ほか」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第一号中「又は貨物」を削る。

第六条第一項中「左」を「次の」に改め、同条第五号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第十条及び第十一條を削り、第九條の見出し中「割戻」を「割戻し」に改め、同条中「又は荷主」を削り、「割戻」を「割戻し」に改め、同条を第十條とする。

第八条第一項中「又は貨物」を削り、同条第二項中「左」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「又は荷主」を削り、「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条第三号中「又は貨物」及び「又は荷主」

を削り、同条第四号中「ひきおこす」を「引き起こす」に改め、同条第三項ただし書中「但し、一般乗用旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般自動車運送事業のうち運輸大臣の指定する種類」を「ただし、一般貸切旅客自動車運送事業」に改め、同条を第九條とする。

第七条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八條とする。

第六条の二中「左」を「次の」に改め、同条第一号中「禁止」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第七條とする。

第十二條第二項中「左」を「次の」に改め、同条第二号中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條第一項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第三項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第十二條とし、第十四條を削る。

第十五條中「左」を「次の」に、「引受」を「引受け」に改め、同条第一号中「申込が第十二條第一項」を「申込みが第十一條第一項」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「外」を「ほか」に改め、同条を同条第六号とし、同条を第十三條とする。

第十六條中「申込」を「申込み」に改め、「又は貨物」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「又は腐敗し易い貨物」を削り、同

条を第十四條とし、第十七條を削る。

第十八條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改め、同条を第十五條とする。

第十九條第一項中「外」を「ほか」に改め、同条を第十六條とする。

第十九條の二第一項中「こえない」を「超えない」に、「第十八條第一項及び第三項並びに第四十一條第一項」を「第十五條第一項及び第三項並びに第三十八條第一項」に改め、同条を第十七條とし、第二十條を第十八條とする。

第二十一條中「第三十三條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条を第十九條とし、第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十四條中「又は貨物」を削り、同条を第二十條とする。

第二十四條の二第一項中「左」を「次の」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一條とし、第二十四條の三を削る。

第二十五條中「を起し」を「を起こし」に、「ひき起した」を「引き起こした」に改め、同条を第二十二條とし、第二十五條の二を第二十三條とする。

第二十六條第一項中「一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者」を「一般貸切旅客自動車運送事業者」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十七條中「第三條第二項第一号から第三号までの一般自動車運送事業を経営する者」を「一般旅客自動車運送事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十八條中「少くとも」を「少なくとも」に改

め、同条を第二十六條とする。

第二十九條第二項及び第三項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第二十七條とする。

第三十條第一項中「外」を「ほか」に改め、「又は荷物切符」及び「又は荷主」を削り、同条第三項中「事業用自動車」を「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車」に改め、同条を第二十八條とし、第三十一條を第二十九條とする。

第三十二條第一項中「又は荷主」を削り、同条第三項中「又は荷主」を削り、「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第三十條とする。

第三十三條第一項第五号及び第六号中「又は貨物」を削り、同条第二項中「取得し」を「取得し」に改め、同条第三項中「とのわな」を「調わない」に改め、同条第四項中「取得し」を「取得し」に、「三箇月」を「三月」に、「訴え」を「訴え」に改め、同条第五項中「訴え」を「訴え」に改め、同条第三十一條とし、同条の次に次の一條を加え、第三十四條及び第三十五條を削る。

第三十二條 削除

第三十六條の見出し中「貸渡」を「貸渡し」に改め、同条第一項中「自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業」に改め、同条第二項中「貸渡」を「貸渡し」に、「自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業」に改め、同条を第三十三條とする。

第三十七條の見出し中「貸渡」を「貸渡し」に改め、同条第一項中「貸渡」を「貸渡し」に、「第四十五條第一項」を「第四十三條第一項」に、「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送

事業に改め、同条第二項中「貸渡」を「貸渡し」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十八条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条第二項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「基づく」を「基づく」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十条第四項中「基づく」を「基づく」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十一条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「基づく」を「基づく」に改め、同条第五項中「見易い」を見やすいに改め、同条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とする。

第四十三条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に改め、「定めて」の下に「自動車その他」を加え、同条第一号中「基づく」を「基づく」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第六条の二第一号」を「第七条第一号」に改め、同条を第四十条とする。

第四十三条の二第一項中「輸送施設」を「事業用自動車」に、「取りはずした」を「取り外した」に改め、同条第二項中「前条に規定する輸送施設」を「前条の規定による事業用自動車」に改め、同条第三項中「の自動車登録番号標」を「の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）」に、「に取付け」を「に取付け」に、「の取付け」を「の取付け」に改め、同条第四項中「まつ消登録」を「抹消登録」に、「に規定する輸送施設」を「の規定による事業用自動車」に改め、同条を第四十一条とする。

業用自動車に、「まつ消登録証明書」を「抹消登録証明書」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第七条」を「第八条」に改め、同条第四号中「第二百条」を「第八十六条」に、「附した」を「付した」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条の見出しを「（特定旅客自動車運送事業）」に改め、同条第一項中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に改め、「第三条第三項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「特定自動車運送事業の種類ごとに」を削り、同条を同項第二号とし、同項第四号中「又は貨物」を削り、同条を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「自動車運送事業者」を「旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「第六条の二」を「第七条」に改め、同条第五項中「第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二」を「第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十五条まで、第二十七条第一項、第二十八条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条」に、「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に改め、同条を第四十三条とする。

事業に、「第十八条第二項」を「第十五条第二項」に、「第四十五条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第十九条の二第一項」を「第十七条第一項」に、「第十八条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項」を「第十五条第一項及び第三項並びに第三十八条第一項」に、「第四十五条第五項」において準用する第十八条第一項及び第三項を「第四十三条第五項において準用する第十五条第一項及び第三項」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に、「特定自動車運送事業者」を「特定旅客自動車運送事業者」に改め、「又は貨物」を削り、同条を同条第六項とし、同条第九項中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に、「特定自動車運送事業者」を「特定旅客自動車運送事業者」に改め、同条第十項中「第三十二条第五項」を「第三十条第五項」に改め、同条を同条第八項とし、同条第十一項中「特定自動車運送事業者」を「特定旅客自動車運送事業者」に改め、同条第十二項中「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に改め、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「特定自動車運送事業者」を「特定旅客自動車運送事業者」に改め、同条第十五項を同条第十三項とし、同条を同条第十三項とする。

種類ごとに」を削り、「無償自動車運送事業者」を「無償旅客自動車運送事業者」に改め、同条第二項中「無償自動車運送事業者」を「無償旅客自動車運送事業者」に、「自動車運送事業者」を「旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第二十二条から第二十五条まで、第二十七条第一項、第二十八条、第四十条（第一号に係る部分に限る）、第四十一条並びに前条第七項及び第八項の規定は、無償旅客自動車運送事業について準用する。

第四十五条の二第四項及び第五項を削り、同条第六項中「無償自動車運送事業者」を「無償旅客自動車運送事業者」に改め、同条第四項中「無償自動車運送事業者」を「無償旅客自動車運送事業者」に改め、同条第五項を削り、同条を同条第六項とし、同条第八項中「無償自動車運送事業者」を「無償旅客自動車運送事業者」に改め、同条を同条第六項とし、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅客軽車両運送事業）
第四十五条 第二十八条及び第三十条第一項の規定は、旅客軽車両運送事業について準用する。

第四十六条を削る。
第四章を削り、第三章を第四章とし、同章の前に次の一章を加える。

第三章 貨物自動車運送事業
（貨物自動車運送事業）
第四十六条 貨物自動車運送事業に関しては、貨物自動車運送事業法の定めるところによる。

第六十二条第二項中「第十二条第二項」を「第十一條第二項」に改める。

第六十四条第二項中「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第七十二条中「第九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十八條から第四十条まで、第四十一条第一項、第二項及び第五項、第四十二条並びに第四十三条」を「第十条、第十九条、第三十条、第三十三条、第三十五条から第三十七條まで、第三十八條第一項、第二項及び第五項、第三十九條並びに第四十条」に改める。

第七十七条第一項中「第九条並びに第四十一条第一項」を「第十条並びに第三十八條第一項」に改める。

第五章及び第六章を削り、第七章の章名を削る。

第九十九条第一項中「及び軽車両等運送事業の用に供する軽自動車」を削り、同条を第七十八條とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 家用自動車の使用

第一百条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条を第七十九條とする。

第一百一条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八十條とする。

第二百一条第一項中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に改め、同項第一号中「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十五条の二第一項」を「第四十四条第一項」に、「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「但書」を「ただし書」に改め、同号を同項第四号と

し、同項第二号中「第一百条」を「第七十九條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次の一の号を加える。

二 貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を經營したとき。

第二百一条第二項中「第三十二条第五項」を「第三十条第五項」に改め、同条第三項中「第四十三条の二」を「第四十一条」に改め、同条を第八十一条とし、同条の次に次の章名及び四條を加える。

第六章 雜則

(郵便物等の運送)

第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができ

る。

2 貨物自動車運送事業法第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する一般乗合旅客自動車運送事業者について準用する。

(有償旅客運送の禁止)

第八十三条 貨物自動車運送事業を經營する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて運輸大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(運送に関する命令)

第八十四条 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であ

り、かつ、当該運送を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、一般旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができ

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でこれをしなければなら

(損失の補償)

第八十五条 前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者がその運送を行つたことにより通常生ずべき損失の額とする。

3 前二項に規定するもののほか、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第八章を削り、第九章の章名を削る。

第二百一条第一項中「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「道路運送事業者」の下に「(道路運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第八十六条とし、同条の次に次の一條を加える。

(不服申立てと訴訟との關係)

第八十七条 第四条第一項、第八条、第九条第一項、第十五條第一項、第十八條第一項、第三十一条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十条(第四十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項(第四十四条第三項及び第八十一条第三項において準用する場合を含む。若しくは第四十三条第一項の規定、同条第五項において準用する第十五條第一項、第十八條第一項、第四十条若しくは第四十一条第一項の規定又は第八十一条第一項の規定による処分)の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第二百一条を削る。

第二百二十二條第一項第一号を次のように改める。

一 第二章に規定する権限については、旅客自動車運送事業にあつては地方運輸局長、旅客軽車両運送事業にあつては市町村長

第二百二十二條第一項第二号中「第三章」を「第四章」に改め、同項第三号を次のように改め、同条を第八十八條とする。

三 第五章及び第六章に規定する権限については地方運輸局長

第二百二十二條の二第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改め、同項第二号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に、「取消し」を「取消し」に改め、同項第三号中「一般自動車

運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条を第八十九条とする。

第二百二十三条中「第十八条」を「第十五条」に、「第二十条、第四十一条又は第四十二条」を「第十八条、第三十八条又は第三十九条」に改め、同条を第九十条とする。

第二百二十四条中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に、「自動車運送事業者」を「旅客自動車運送事業者」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第九十一条とする。

第二百二十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改め、同条第九号中「外」を「ほか」に改め、同条を第九十二条とする。

第二百二十五条の二中「はかる」を「図る」に改め、同条を第九十三条とする。

第二百二十六条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第九十四条とする。

第二百二十七条中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第九十五条とする。

第二百二十八条中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「一般自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第二号中「第三十六条(第四十五条第五項)」を「第三十三条(第四十三第五項)」に改め、同条を第九十六条とする。

第二百二十八条の二中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十七条(第四十五條第六項及び第四十五條の二第四項)」を「第二十五条(第四十三條第五項及び第四十四條第三項)」に改め、同条を第九十七条とする。

改め、同条第二号中「第四十三條(第四十五條第五項、第四十五條の二第三項、第七十二條及び第九十八條第二項)」を「第四十條(第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第七十二條)」に改め、同条第三号中「第四十五條第一項」を「第四十三條第一項」に、「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に改め、同条を第九十七條とする。

第二百二十八條の三中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三十八條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第八十條第一項又は第八十三條の規定に違反した者

第二百二十八條の三第三号中「第二百二條第一項」を「第八十一條第一項」に改め、同条を第九十八條とする。

第二百二十九條中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第二号中「第九條」を「第十條」に、「割戻」を「割戻し」に改め、同条第三号中「第三十七條第一項(第四十五條第五項)」を「第三十四條第一項(第四十三條第五項)」に、「第四十一條第一項」を「第三十八條第一項」に、「第一百條第一項又は第一百一條第二項」を「第七十九條第一項又は第八十條第二項」に改め、同条第三号の二中「第四十五條の二第二項」を「第四十四條第一項」に、「無償自動車運送事業」を「無償旅客自動車運送事業」に改め、同条を同条第四号とし、同条を第九十九條とする。

第二百三十條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十二條第一項、第十八條第一

項(第四十五條第五項)」を「第十一條第一項、第十五條第一項(第四十三條第五項)」に、「第二十條第一項(第四十五條第五項)」を「第十八條第一項(第四十三條第五項)」に改め、同条第二号中「第十九條第二項、第二十五條の二第三項(第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項)」を「第十六條第二項、第二十三條第三項(第四十三條第五項及び第四十四條第三項)」に、「第三十條第二項(第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び第九十八條第一項)」を「第二十八條第二項(第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第四十五條の二第三項)」に改め、同条第三号中「第三十條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第四十三條の二第二項(第四十五條第五項)、第四十五條第二項、第九十八條第二項」を「第三十條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第四十三條の二第二項、第九十八條第二項」に改め、同条を第一百條とする。

第三百一十一條中「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第一百一條とする。

第三百一十二條中「第二百二十八條」を「第九十六條」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽されたを」を「尽くされた」に改め、同条を第一百二條とする。

第三百一十三條第三項中「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第一百三條とする。

第三百一十四條第二項中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第一百四條とする。

第三百一十五條中「第三百三十三條第一項」を「第三百三十五條第一項」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第一百五條とする。

第三百一十六條中「因り第三百三十三條第一項又は第三百三十四條第一項」を「より第三百三十五條第一項又は第三百四十四條第一項」に、「二万円」を「二十万円」に、「禁止」を「禁錮」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第一百六條とする。

第三百一十七條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十九條第一項(第四十五條第六項及び第四十五條の二第四項)」を「第二十七條第一項(第四十三條第五項及び第四十四條第三項)」に改め、同条を第一百七條とする。

第三百一十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十三條、第四十一條第五項」を「第十二條、第三十八條第五項」に、「第二百二十七條」を「第九十五條」に改め、同条第二号中「第十二條第四項、第十六條、第十九條の二第二項(第四十五條第五項)」を「第十一條第四項、第十四條、第十七條第二項(第四十三條第五項)」に改め、同条を第一百八條とする。

ナルを使用すべきことを命じ、又は当該一般貨物自動車運送事業を営業者に対しトラックターミナルである当該一般自動車ターミナルを使用すべきことを勧告する」に改め、同条第二項中「又は第十八条」を「若しくは第十五条又は貨物自動車運送事業法第三条若しくは第九条」に改め、同条第三項中「地域に路線を定めて」を「地域に、路線を定め、又は特別積合せ貨物運送に係る営業所その他の事業場を置いて」に、「に基く免許」を「又は貨物自動車運送事業法に基く免許、許可」に改める。

第二十八条の見出し中「道路運送法」を「道路運送法等」に改め、同条中「第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号」を「第十八条、第十九条並びに第三十一条第一項第三号」に改め、「第六項まで」の下に「並びに貨物自動車運送事業法第十五条、第十六条及び第二十六条第三号」を加える。

(道路交通法の一部改正)
第二十六条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。

第二十条の二第一項中「第三条第二項第一号」を「第三条第一号」に改める。

第二十七条第一項中「第三条第二項第一号」を「第三条第一号」に、「同条第三項第一号」を「同条第二号」に改める。

第七十四条の二第二項中「自動車運送事業者」の下に「道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者者を除く。以下同じ。」及び「貨物運送取扱事業法(平

成元年法律第 号)の規定による第二種利用運送事業を営業者を加える。
第七十五条第三項中「平成元年法律第 号」を削る。

第八十五条第九項中「第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項第一号若しくは同条第四項第一号に掲げる」を「第二条第三項に規定する」に改める。

(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正)
第二十七条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(一) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 号)第三号(一般貨物自動車運送事業の許可)の一般貨物自動車運送事業の許可
(四) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項(特定貨物自動車運送事業)の特定貨物自動車運送事業の許可
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二十九条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。
第三条第四項中「第九十九条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

(タクシ業務適正化臨時措置法の一部改正)
第三十条 タクシ業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第九十九条及び第百二十七条」を「第七十八条及び第九十五条」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号(一)中「一般自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に、「一般貨物運送事業」を「又は一般貨物旅客自動車運送事業」に改め、「又は一般貨物旅客自動車運送事業」に改め、「又は一般貨物旅客自動車運送事業の免許及び又は一般区域貨物自動車運送事業の免許」を削り、同号(二)中「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に、「特定自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に改め、同号に次のように加える。

号)第	
許可件数	一件につき九万円
許可件数	一件につき三万円

第二条第一項中「第三条第二項第三号」を「第三条第一号」に改める。

第七条第一項第一号中「第二十七条」を「第二十五条」に改め、同項第二号中「第三十条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第五十二条第二項中「第百二十二条の二第二項から第四項まで」を「第八十九条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第四十三条の二」を「第四十一条」に改める。
第五十六条中「二十万円」を「百万円」に改める。
第五十七条中「五万円」を「三十万円」に改める。
第五十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

同条第一号中「第四十三条の二第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条第五号中「第四十三条の二第二項」を「第四十一条第一項」に改める。
(地方道路公社法の一部改正)

第三十一条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第三号中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。
(自動車事故対策センター法の一部改正)
第三十二条 自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「自動車運送事業」の下に「貨物運送取扱事業法(平成元年法律第 号)第二条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む」を加え、「及び同法第二条第四項に規定する軽車両等運送事業」を削る。
(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十三条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「一般自動車運送事業」を「当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業」に、「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第三十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号

貨物運送取扱事業法案外一件 議事日程追加の件

公職選挙法の一部を改正する法律案

三四一

第三条の二第二項第八号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。以下同じ。）」に改め、同項第十号を次のように改める。

百十 貨物自動車運送事業に関する標準運賃及び標準料金の設定に関する事。

第三条の二第二項第十二号中「軽車両等運送事業」を「旅客軽車両運送事業及び貨物軽自動車運送事業」に改め、同項第十二号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業」に改め、同条第二項第八号中「軽車両等運送事業」を「旅客軽車両運送事業及び貨物軽自動車運送事業」に改める。

第四条第一項第三十八号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改め、「及び許可」の下に「貨物自動車運送事業を許可」を加え、「自動車運送事業及び」を「旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び」に改め、同項第三十九号中「軽車両等運送事業者」を「旅客軽車両運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者」に、「事業計画、運送条件又は運送約款の変更を命じ、その他」を「輸送の安全の確保に関する命令その他」に改め、同項第四十四号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業」に改め、同項第四十四号の三を同項第四十四号の三とし、同項第四十四号の二を同項第四十四号の三とし、同項第四十四号の次に次の一号を加える。

第四十四の二 貨物自動車運送事業に関する標準運賃及び標準料金を設定すること。

第六条第一項第一号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改め、同項第七号中

「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第十一号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改め、同項第十一号の七の次に次の一号を加える。

十一の八 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 号）の規定により運輸審議会に諮ることを要する事項

第四十条第一項第五十七号中「自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業」に改め、同項第六十号中「軽車両等運送事業」を「旅客軽車両運送事業及び貨物軽自動車運送事業」に改める。

〔中野鉄造君登壇、拍手〕

○中野鉄造君 ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

貨物運送取扱事業法案は、物流の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応し、各運送機関ごとの事業法において規定されている貨物運送取扱事業の規制制度の内容を見直し、利用運送事業を許可制とし、運送取扱事業を登録制とする等横断的、総合的な制度を整備しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、法施行後三年を経過した場合において、法律の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の修正が行われております。

次に、貨物自動車運送事業法案は、輸送ニーズの多様化及び高度化に対応して事業者の創意工夫を生かした事業活動が的確に行えるよう、一般自

動車運送事業を許可制とする等、事業規制の抜本的見直しを行うとともに、過労運転等輸送の安全を阻害する行為を防止するため、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資する民間団体等の自主的な活動を促進する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して審査し、参考人の意見を聴取するとともに、過労・過積載の防止対策、諸外国における規制制度の実情、二法案の運用方針、物流業における労働力不足の現状と対策、貨物運送取扱事業法案に対する港湾運送事業の関係と影響等、各般にわたる問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、まず、貨物運送取扱事業法案について討論に入り、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、貨物運送取扱事業者が実運送事業者に対して不当な運賃料金の引き下げを強要することのないよう、関係者に対する指導監督を強化する等の十項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、貨物自動車運送事業法案に対し、田淵理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の五会派共同提案に係る輸送の安全に関する規制について、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える旨の修正案が提出されました。

続いて、討論に入り、日本共産党の小笠原委員より原案に反対する旨の意見が述べられ、採決の

結果、貨物自動車運送事業法案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、貨物自動車運送事業者に対する許可後の指導監督を強化する等、十九項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。

まず、貨物運送取扱事業法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、貨物自動車運送事業法案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長（土屋義彦君） この際、日程に追加して、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長（土屋義彦君） 御異議ないと認めます。

11711

寄附を勧誘し、又は要求する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に關し必要やむを得ない実費の補償として寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

第百九十九条の五第一項中、「第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改め、「場合」の下に「及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に關し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間内にされるものを除く。）をする場合」を加える。

第百三十五条の五の次に次の一条を加える。
(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)
第百三十五条の六 第百五十二条（あいさつを目的とする有料広告の禁止）第一項の規定に違反して広告を掲載させ又は放送をさせた者（後援団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第百五十二条第二項の規定に違反して、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）又は後援団体の役員若しくは構成員を威迫して、広告を掲載させ又は放送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

4 第百九十九条の二第二項の規定に違反して寄附をした者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条の二第二項中「第百九十九条の二第一項及び第二項（公職の候補者等の寄附の禁止）」を「第百九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）第一項」に改め、同条第二項中「及び第二項」を削り、「これらの項」を「同項」に改め、同条に次の五項を加える。

3 第百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附（当該選挙に關しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。）をした者は、次の各号に掲げる寄附以外の寄附をしたものは、二十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする当該結婚に關する祝儀の供与

二 当該公職の候補者等が葬式（告別式を含む。以下この号において同じ。）に自ら出席しその場においてする香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。以下この号において同じ。）の供与又は当該公職の候補者等が葬式の日（葬式が二回以上行われる場合にあつては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与

4 第百九十九条の二第二項の規定に違反して寄附をした者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

5 第百九十九条の二第三項の規定に違反して、公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

6 公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもつて、第百九十九条の二第三項の規定に違反して第三項各号に掲げる寄附（当該選挙に關しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。）以外の寄附を勧誘し又は要求した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

7 第百九十九条の二第四項の規定に違反して、当該公職の候補者等以外の者（当該公職の候補者等以外の者が会社その他の法人又は団体であるときはその役員又は構成員）を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百五十条の見出し中「禁錮」を「懲役又は禁錮」に改め、同条第一項中「（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に「（第三項及び第四項を除く。）」を加え、「因り、禁錮」を「より、懲役又は禁錮」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改め、「第百四十九条の二」の下に「第一項から第四項まで」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第百五十一条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条中「本章に掲げる罪」を「この章に掲げる罪（第百三十五条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」に改め、同条中「（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に「（第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）第三項から第五項まで及び第七項）を加える。」

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

とする有料広告の制限違反」に改め、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年二月一日から施行する。

（漁業法の一部改正）

第二条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第百三十五条の三」の下に、「第百三十五条の六」を加え、同項の表第二百五十一条の項中「本章に掲げる罪」を「この章に掲げる罪（第百三十五条の六）」に改め、「第百四十八条」の下に、「第百四十九条の二」を加え、同表第二百五十三条の二第一項の項及び第百五十四条の項中「この章に掲げる罪」の下に、「第百三十五条の六」を、「第百四十八条」の下に、「第百四十九条の二」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第百五十一条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条中「本章に掲げる罪」を「この章に掲げる罪（第百三十五条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」に改め、同条中「（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に「（第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項）を加える。」

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第百五十三条の二第一項及び第百五十四条の六（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）」を、「（寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」の下に、「第百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

第十一條中「第二百三十五條の三」の下に「第二百三十五條の六」を加え、同條の表第二百三十五條の項中「本章に掲げる罪」を「この章に掲げる罪(第二百三十五條の六)あいつを目的とする有料広告の制限違反」に改め、「寄附の制限違反」の下に「第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)第三項から第五項まで及び第七項」を加え、同表第二百三十五條の二第一項の項及び第二百四十九條の項中「この章に掲げる罪」の下に「第二百三十五條の六(あいつを目的とする有料広告の制限違反)」を、「寄附の制限違反」の下に「第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)第三項から第五項まで及び第七項」を加える。

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、公職の候補者等が行う寄附の禁止についての罰則の強化、後援団体の寄附の禁止の強化、あいつの禁止及びあいつを目的とする有料広告の禁止等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、土地基本法案及び国土利用計画法の一部を改正する法律案

(いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。土地問題等に関する特別委員長福岡知之君。

審査報告書

土地基本法案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十三日

土地問題等に関する特別委員長 福岡 知之
参議院議長 土屋 義彦殿

目次中「第十七條」を「第十八條」に、「第十八條・第十九條」を「第十九條・第二十條」に改める。

第六條第一項中「施策を」の下に「総合的に」を加える。

第十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるため必要な公有地の拡大の推進等公共用地の確保に努めるものとする。

第十三條中「投機的取引」の下に「及び地価の高騰」を加え、「除去する」を「除去し、適正な地価の形成に資する」に改める。

第十九條を第二十條とし、第十八條を第十九條とし、第二章中第十七條の次に次の一條を加える。

(施策の整合性の確保及び行政組織の整備等)

第十八條 国及び地方公共団体は、土地に関する施策を講ずるにつき、相協力し、その整合性を確保するように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価形成を図るための土地対策を総合的に推進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、公有地の拡大の推進、施策の整合性確保と行政組織の整備等についての修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価の高騰が大都市地域の住宅取得を困難としている現状にかんがみ、適正な地価水準の形成を目標に総合的な土地対策を強力に推進すること。

二、土地需要の分散を図り、合理的な土地利用と適正な地価の形成に資するため、首都機能の移転等諸機能の分散を図り、多極分散型国土の形成を強力に推進すること。

三、土地についての共通の認識を確立するとの土地基本法制定の趣旨にかんがみ、土地について公共の福祉を優先させるとの基本理念の周知徹底を図り、その定着に努めること。

四、土地問題の緊要性にかんがみ、土地基本法に基づく関係法令の整備を含めた具体的な施策を早急かつ的確に実施すること。

五、土地基本法の精神にのっとり、早急に土地税制の見直しに取り組み、取得、譲渡、保有等に関し、整合性ある税制の確立に努めること。

六、大都市地域における良質な住宅・宅地の供給を促進するため、市街化区域内農地の計画的宅

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号

土地基本法案外一件

地化、工場跡地等低・未利用地の有効利用、既成市街地の再開発、鉄道と宅地の一体的開発等に努めること。

七、住宅の供給に当たっては、勤労者にとって負担可能な住宅価格や家賃で供給することを優先すること。

八、国公有地等の利用・処分に当たっては、公用・公共利用を優先させるとともに、売却に当たっても、周辺の地価へ悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

九、過剰な土地関連融資が土地の投機的取引を助長させている面がある現状にかんがみ、金融機関、貸金業者等に対する指導、監督を一層徹底すること。

十、土地の買占めや投機的取引が地価高騰の一因となっている現状にかんがみ、不動産業者に対する指導、監督の一層の徹底を図るとともに、健全な不動産取引市場の整備を図ること。

十一、国土利用計画法による監視区域の運用に当たっては、地価高騰のおそれのある区域に対する先行的指定、届出対象面積の引き下げ等、その的確な運用により地価高騰の未然防止に努めること。

十二、都道府県等における監視区域制度の円滑かつ的確な実施が確保されるよう、必要な財源措置等を講ずること。

土地基本法案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月十七日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

（小字及び一は衆議院修正）

土地基本法案

土地基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 土地に関する基本的施策（第十一条—第十六条）

第三章 土地政策審議会（第十七条—第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ、適正な需給関係の下での地価の形成に資する見地から土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（土地についての公共的制約）
第二条 土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するもの

であること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉のため、その特性に応じた公共的制約が課されるものとする。

（適正な利用及び計画に従った利用）

第三条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。

2 土地は、適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従って利用されるものとする。

（投機的取引の抑制）

第四条 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

（価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担）

第五条 土地の価値がその所在する地域における第二条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その土地に関する権利を有する者に対し、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、土地の利用及び取引（これを支援する行為を含む。）に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならない。

2 事業者は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、土地の利用及び取引に当たっては、土地についての基本理念を尊重しなければならない。

2 国民は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、土地に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、土地政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 土地に関する基本的施策（土地利用計画の策定等）

第十一条 国及び地方公共団体は、適正かつ合理的

的な土地利用を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用に関する計画（以下「土地利用計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、地域の特性を考慮して、（良好な環境に配慮した）土地の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全を図るため特に必要があると認めるときは、土地利用計画を詳細に策定するものとし、地域における社会経済活動の広域的な展開を考慮して特に必要があると認めるときは土地利用計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。

3 第一項の場合において、国及び地方公共団体は、住民その他の関係者の意見を反映させるものとする。

13⁴ 国及び地方公共団体は、第一項に規定する諸条件の変化を勘案して必要があると認めるときは、土地利用計画を変更するものとする。

（適正な土地利用の確保を図るための措置）

第十二条 国及び地方公共団体は、土地利用計画（行われる良好な環境に配慮した）に従った土地の高度利用、土地利用の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全の確保その他の適正な土地利用の確保を図るため、土地利用の規制に関する措置を適切に講ずるとともに、土地利用計画に係る事業の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、需要に応じた宅地の供給の促進が図られるように努めるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、土地の投機的（土地取引の規制等に関する措置）

取引が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（社会資本の整備に関連する利益に応じた適切な負担）

第十四条 国及び地方公共団体は、社会資本の整備に関連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けることとなる場合において、地域の特性等を勘案して適切であると認めるときは、その利益に応じてその社会資本の整備についての適切な負担を課するための必要な措置を講ずるものとする。

（税制上の措置）

第十五条 国及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に關し、適正な税制上の措置を講ずるものとする。

（公的土地評価の適正化等）

第十六条 国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする。

（調査の実施等）

第十六条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等に関する調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるものとする。

第三章 土地政策審議会

（土地政策審議会）

第十七条 国土庁に、土地政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四十三号）及び国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係行政機関の長は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項でその所掌に係るもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聴くことができる。

（審議会の組織）

第十八条 審議会は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に

特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び特別委員は、非常勤とする。

8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国土調査法の一部改正）

2 国土調査法の一部を次のように改正する。

目次、第三章の章名及び第十二条（見出しを含む。）中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

（国土調査促進特別措置法の一部改正）

3 国土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

（国土利用計画法の一部改正）

4 国土利用計画法の一部を次のように改正する。

目次中「国土利用計画審議会」を削る。
第三条を次のように改める。

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号

土地基本法案外一件

第三条 削除

第五條第三項、第七條第七項及び第十三條第二項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

第七章の章名中「国土利用計画審議会」を削る。

第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

第三十六條及び第三十七條 削除

審査報告書

国土利用計画法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十三日

土地問題等に関する特別委員長 福岡 知之

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、監視区域における投機的取引の抑制、遊休土地の制度の改善を行うものとして、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について

て適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価の高騰が大都市地域の住宅取得を困難としている現状にかんがみ、適正な地価水準の形成を目標に総合的な土地対策を強力に推進すること。

二、土地需要の分散を図り、合理的な土地利用と適正な地価の形成に資するため、首都機能の移転等諸機能の分散を図り、多極分散型国土の形成を強力に推進すること。

三、土地についての共通の認識を確立するとの土地基本法制定の趣旨にかんがみ、土地について公共の福祉を優先させるとの基本理念の周知徹底を図り、その定着に努めること。

四、土地問題の緊要性にかんがみ、土地基本法に基づき関係法令の整備を含めた具体的な施策を早急かつ的確に実施すること。

五、土地基本法の精神にのっとり、早急に土地税制の見直しに取り組み、取得、譲渡、保有等に関し、整合性ある税制の確立に努めること。

六、大都市地域における良質な住宅・宅地の供給を促進するため、市街化区域内農地の計画的宅地化、工場跡地等低・未利用地の有効利用、既成市街地の再開発、鉄道と宅地の一体的開発等に努めること。

七、住宅の供給に当たっては、勤労者にとって負担可能な住宅価格や家賃で供給することを優先すること。

八、国公有地等の利用・処分にあたっては、公用・公共利用を優先させるとともに、売却にあつても、周辺の地価へ悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

九、過剰な土地関連融資が土地の投機的取引を助長させている面がある現状にかんがみ、金融機関、貸金業者等に対する指導、監督を一層徹底すること。

十、土地の買占めや投機的取引が地価高騰の一因となっている現状にかんがみ、不動産業者に対する指導、監督の一層の徹底を図るとともに、健全な不動産取引市場の整備を図ること。

十一、国土利用計画法による監視区域の運用に当たっては、地価高騰のおそれのある区域に対する先行的指定、届出対象面積の引き下げ等、その的確な運用により地価高騰の未然防止に努めること。

十二、都道府県等における監視区域制度の円滑かつ的確な実施が確保されるよう、必要な財源措置等を講ずること。

右決議する。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成元年十一月十七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 田村 元

国土利用計画法の一部を改正する法律案
国土利用計画法の一部を改正する法律

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中第二十七條の五を「第二十七條の六」に改める。

第二十三條第三項中「次条第一項」の下に「若しくは第二十七條の四第一項」を加え、「同条第三項」を「次条第三項（第二十七條の四第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五章中第二十七條の五を第二十七條の六とし、第二十七條の四を第二十七條の五とし、第二十七條の三の次に次の一条を加える。

（勧告に関する特例）

第二十七條の四 都道府県知事は、監視区域に所在する土地について第二十三條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当すると認めるときは、第二十四條第一項の規定にかかわらず、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その届出に係る事項が第二十四條第一項各号の一に該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があること。

二 その届出が土地に関する権利の移転をする契約の締結につきされたものである場合において、その届出に係る事項が次のイからヘまでのいずれにも該当し当該土地を含む周辺の地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあること。

イ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が当該権利を土地売買等の契約により取得したものであること（その土地売買等の契約が民事調停法による調停に基

づくものである場合、当該権利が国等から取得されたものである場合その他政令で定める場合を除く。

ロ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者により当該権利が取得された後二年を超えない範囲内において政令で定める期間内にその届出がされたものであること。

ハ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が、当該権利を取得した後、その届出に係る土地を自らの居住又は事業のための用その他の自ら利用するための用途（二時的な利用その他の政令で定める利用を除く。以下この号において「自ら利用するための用途」という。）に供していないこと。

ニ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更又は建築物その他の工作物の建築若しくは建設（以下この号において「区画形質の変更等」という。）を行った者

(2) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として届出に係る土地に関する権利を取得した者

ホ 届出に係る土地に関する権利の移転が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として行われるもの

(2) 区画形質の変更等の事業の用又はこれ

らの事業の用に供する土地の代替の用に供するために土地に関する権利を買い取られた者に対しその権利の代替の用に供するために行われるものであつて政令で定めるもの

(3) 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者に政令で定める特別の事情があつて行われるもの

ヘ 届出に係る土地に関する権利の移転を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者

(2) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更等を行った後、その事業としてその届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者

(3) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確定であると認められる者

(4) 届出に係る土地について区画形質の変更等を事業として行おうとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確定であると認められる者

2 第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条から第二十七条までの規定は、前項の規定による勧告について準用する。

第二十八条第一項第一号を次のように改める。
一 その土地が、その所在する次のイからハまでに規定する区域に應じそれぞれ次のイから

ハまでに規定する面積以上の一団の土地であること。

イ 規制区域にあつては、次の(1)から(3)までに規定する区域に應じそれぞれ次の(1)から

(3)までに規定する面積

(1) 都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域にあつては、千平方メートル

(2) 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域（(1)に規定する区域を除く。）にあつては、三千平方メートル

(3) (1)及び(2)に規定する区域以外の区域にあつては、五千平方メートル

ロ 監視区域にあつては、第二十七条の三第二項の都道府県の規則で定める面積（当該面積がイの(1)から(3)までに規定する区域に應じそれぞれイの(1)から(3)までに規定する面積に満たないときは、それぞれイの(1)から(3)までに規定する面積）

ハ 規制区域及び監視区域以外の区域にあつては、第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に應じそれぞれ同号イからハまでに規定する面積

第二十八条第一項第二号中「三年」を「二年」に改める。

第三十九条第九項中「又は第三十一条第一項」を「第二十七条の四第一項又は第三十一条第一項」に改める。

第四十六条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第四十七条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十八条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四十九条中「十万円」を「三十万円」に改め、同

条第一号中「第三十一条第二項」を「第二十七条の四第二項及び第三十一条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」という。）第二十三条第三項、第二十七条の四、第三十九条第九項及び第四十九条第一号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出について適用するものとし、施行日前にされた同項の規定による届出については、なお従前の例による。

3 新法第二十八条第一項の規定は、施行日以後にされる国土利用計画法第十四条第一項の許可又は同法第二十三条第一項の規定による届出に係る土地について適用するものとし、施行日前にされた同法第十四条第一項の許可又は同法第二十三条第一項の規定による届出に係る土地については、なお従前の例による。

4 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八条（同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同法第三項）を「第八条（同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の規定による勧告又は同法第二十四条第三項（同法第二十七条の四第二項において準

用する場合を含む。以下この項において同じ。に、「第三十二條第三号(同法第二十四條第一項の規定による勧告又は同法第三十二條第三十二條第三号(同法第二十四條第一項若しくは第二十七條の四第一項の規定による勧告又は同法第二十四條第三項)に改める。

5 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の二第二項第六号、第三十四條の二第二項第三号及び第四号、第三十七條の七第一項、第六十五條の四第一項第三号及び第四号並びに第六十五條の十一第一項中「同法第二十四條第二項の下に」若しくは第二十七條の四第一項を加える。

〔福岡知事登壇、拍手〕

○福岡知事 ただいま議題となりました二法律案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、土地基本法案は、近年の地価高騰が国民の住宅取得を困難とし、社会資本の整備に支障を及ぼすとともに資産格差を拡大し、社会的な不公平感を増大させる等、我が国の社会経済に重大な問題を引き起こしている現状にかんがみ、土地について公共の福祉を優先させる等の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制等、土地に関する施策の基本となる事項及び土地に関する総合的かつ基本的な施策を審議する土地政策審議会の設置等を定めることに

より、正常な需給関係と適正な地価形成を図るための土地政策を総合的に推進しようとするものであります。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、監視区域に所在する土地について投機的取引と認められる土地取引の届け出があった場合における勧告の特例を設けるとともに、遊休土地の制度について、面積要件の引き下げ、期間要件の短縮等を行うとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、京都、大阪、兵庫の三府県に委員派遣を行い、また、参考人から意見を聴取するとともに、地価の抑制、投機的な土地取引の防止、土地税制、住宅地の供給、公有地の拡大、首都機能の移転等、広範多岐にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、土地基本法案について村沢理事より、公有地の拡大の推進、施策の整合性確保と行政組織の整備等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合共同の修正案が提出されました。

次いで、土地基本法案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より、原案及び修正案に反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもつて

て原案どおり可決すべきものと決しました。なお、両法案に対し十二項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。まず、土地基本法案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。午後一時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君
議員 片上 公人君 木庭健太郎君
今泉 隆雄君 寺崎 昭久君

横溝 克己君	白浜 一良君
常松 克安君	西川 潔君
足立 良平君	野末 陳平君
刈田 貞子君	猪熊 重三君
平野 清君	猪木 寛至君
永田 良雄君	永野 茂門君
矢原 秀男君	中野 鉄造君
中川 嘉美君	下村 泰君
勝木 健司君	中曾根弘文君
鈴木 貞敏君	下稻葉耕吉君
及川 順郎君	太田 淳夫君
広中和歌子君	喜屋武眞榮君
小西 博行君	前田 勲男君
板垣 正君	鶴岡 洋君
和田 教美君	中西 珠子君
橋本孝一郎君	山田 勇君
谷川 寛三君	田代由紀男君
三木 忠雄君	峯山 昭範君
高木健太郎君	高桑 栄松君
黒柳 明君	田淵 哲也君
三治 重信君	田中 正巳君
熊谷太三郎君	加藤 武徳君
秋山 肇君	高木 正明君
石原健太郎君	大浜 方栄君
石井 道子君	関口 恵造君
野村 五男君	藤田 雄山君
前島英三郎君	本村 和喜君
松浦 孝治君	二本 秀夫君
陣内 孝雄君	井上 章平君
石川 弘君	香掛 哲男君
木宮 和彦君	大塚清次郎君
小野 清子君	青木 幹雄君

守住 有信君	狩野 明男君	大鷹 淑子君	坂野 重信君
名尾 良孝君	大木 浩君	岡田 広君	長田 裕二君
岡部 三郎君	川原新次郎君	初村滝一郎君	中西 一郎君
田沢 智治君	仲川 幸男君	平井 卓志君	林田悠紀夫君
石井 一二君	大河原太一郎君	中村 太郎君	斎藤栄三郎君
岩崎 純三君	北 修一君	後藤 正夫君	森山 眞弓君
伊江 朝雄君	長谷川 信君	櫻井 規順君	喜岡 淳君
佐々木 満君	梶原 清君	西野 康雄君	山田 健一君
井上 孝君	井上 裕君	既 正敏君	種田 誠君
下条進一郎君	服部 安司君	岩本 久人君	肥田美代子君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	北村 哲男君	前畑 幸子君
山崎 竜男君	原 文兵衛君	西岡瑞璃子君	三上 隆雄君
井上 吉夫君	遠藤 要君	小林 正君	堂本 暁子君
大島 友治君	斎藤 十朗君	堀 利和君	谷本 颯君
田辺 哲夫君	高橋 清孝君	会田 長栄君	清水 澄子君
野沢 太三君	宮崎 秀樹君	三石 久江君	野別 隆俊君
清水嘉与子君	成瀬 守重君	庄司 中君	栗村 和夫君
田村 秀昭君	須藤良太郎君	菅野 壽君	細谷 昭雄君
木暮 山人君	沢田 一精君	千葉 景子君	一井 淳治君
石渡 清元君	合馬 敬君	田淵 勲二君	渡辺 四郎君
尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	及川 一夫君	山口 哲夫君
片山虎之助君	鎌田 要人君	山本 正和君	久保田真田君
上杉 光弘君	久世 公亮君	上野 雄文君	佐藤 三吾君
吉川 芳男君	吉川 博君	菅野 久光君	鈴木 和美君
柳川 覺治君	倉田 寛之君	大森 昭君	松前 達郎君
岡野 裕君	大城 眞順君	穂山 篤君	青木 薪次君
斎藤 文夫君	福田 宏一君	対馬 孝且君	赤桐 操君
松浦 功君	向山 一人君	野田 哲君	安恒 良一君
藤井 孝男君	宮澤 弘君	福岡 知之君	粕谷 照美君
山本 富雄君	村上 正邦君	本岡 昭次君	村田 誠醇君
岩本 政光君	山東 昭子君	谷畑 孝君	古川三郎君
		星川 保松君	高崎 裕子君

角田 義一君	吉田 達男君
日下部徳代子君	磯村 修君
林 紀子君	吉川 春子君
森 暢子君	深田 肇君
新坂 一雄君	近藤 忠孝君
諫山 博君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	瀨上 貞雄君
竹村 泰子君	井上 哲夫君
高井 和伸君	神谷信之助君
香脱タケ子君	小川 仁一君
梶原 敬義君	糸久八重子君
稻村 稔夫君	栗森 喬君
池田 治君	山中 郁子君
橋本 敦君	村沢 牧君
久保 巨君	浜本 万三君
矢田部 理君	笹野 貞子君
乾 晴美君	吉岡 吉典君
市川 正一君	小山 一平君
田 英夫君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	山田耕三郎君
中村 鋭一君	立木 洋君
小笠原貞子君	上田耕一郎君

内閣総理大臣 大蔵大臣 農林水産大臣 運輸大臣 自治大臣 国務大臣 (経済企画庁長官) 国務大臣 (国土庁長官)

石井 一君

議長の報告事項
一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	辞任	補欠
社会労働委員	白浜 一良君	矢原 秀男君
農林水産委員	西田 吉宏君	初村滝一郎君
建設委員	初村滝一郎君	西田 吉宏君
辞任	矢原 秀男君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
土地問題等に関する特別委員	辞任	補欠
同日次の本院提出案を衆議院に送付した。		
消費税法を廃止する法律案	消費税法を廃止する法律案	
消費税法を廃止する法律案	消費税法を廃止する法律案	
地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	
税制再改革基本法案	法人税法等の一部を改正する法律案	
通行税法案	物品税法案	
入場税法案	地方税法の一部を改正する法律案	

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成元年十二月十三日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

三五二

内閣委員	辞任	角田 義一君	補欠	細谷 昭雄君	文教委員	辞任	池田 治君	補欠	笹野 貞子君	社会労働委員	辞任	初村滝一郎君	補欠	西田 吉宏君	農林水産委員	辞任	西田 吉宏君	補欠	初村滝一郎君	商工委員	辞任	笹野 貞子君	補欠	池田 治君	決算委員	辞任	喜岡 淳君	補欠	角田 義一君	議院運営委員	辞任	角田 義一君	補欠	喜岡 淳君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	環境特別委員	辞任	中村 鋭一君	補欠	古川 太三郎君	選挙制度に関する特別委員	辞任	福岡 知之君	補欠	吉田 達男君	笹野 貞子君	池田 治君
沖繩及び北方問題に関する特別委員	辞任	古川 太三郎君	補欠	中村 鋭一君	土地問題等に関する特別委員	辞任	栗村 和夫君	補欠	小川 仁二君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	法務委員会	理事	矢原 秀男君(白浜一良君の補欠)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。	前払式証券の規制等に関する法律案(閣法第二号)	同日委員長から次の報告書が提出された。	貨物運送取扱事業法案(第百十四回国会閣法第七四号) 審査報告書	貨物自動車運送事業法案(第百十四回国会閣法第七五号) 審査報告書	同日議員から次の質問主意書が提出された。	大韓航空〇〇七便によるソ連領空侵犯・墜落事件の真相究明に関する質問主意書(田英夫君提出)	同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員吉川春子君提出防衛統合デジタル通信網に関する質問に対する答弁書	同日内閣から次の報告書を受領した。	第百十四回国会参議院において採択された請願の処理経過	同日内閣から、次の報告書を受領した。	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書	旧軍港市転換事業進捗状況報告書	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書	本日委員長から次の報告書が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第七号) 審査報告書	土地基本法案(第百十四回国会閣法第六一号) 審査報告書	国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会閣法第六二号) 審査報告書	防衛統合デジタル通信網に関する質問主意書	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。		
平成元年十一月二十二日	参議院議長 土屋 義彦殿	吉川 春子	防衛統合デジタル通信網に関する質問主意書	防衛庁は、平成五年度より運用開始の予定で、防衛統合デジタル通信網(以下「IDDN」と略す)の建設を昭和六十二年から進めている。この建設費は、総額が昭和六十年年度概算で八百億円という膨大なものであり、今年度予算においても、約二百四十億円が計上されている。	IDDNは、指揮命令、情報等を迅速・確実に伝達する能力を有するだけでなく、情報等を秘匿するための保安性と被害局限、被害復旧及び代替機能の確保という抗堪性を兼ね備えたものであるとされている。	また、自衛隊の所有する多数の指揮通信システムの共通伝送路としてのマイクロ回線の複ルート化、通信衛星を利用した伝送路の立体化や洋上通信能力の向上、電子交換システムの導入、防衛マイクロ回線のデジタル化を目的としている。	一方、IDDNは、米軍のC ³ Iシステムの構築とも密接な関連をもつ可能性が強い。報道によれば、今年九月までに、自衛隊と米軍間の通信面でのインターオペラビリティ(相互運用性)に関する日米共同研究が終了し、報告書がまとめられた。	この通信面でのインターオペラビリティに関する研究は、有事の際に日米共同作戦を円滑・有効に実施するのに必要な通信手段、連絡・調整の手続きの統一などに関するものだとされている。																																							

このように、IDDNは、「自衛隊の保有する各種の防衛力が統合され、その能力を最大限に發揮することが可能となる。」(平成元年版防衛白書)と同時に有事の際の米軍と自衛隊の統合運用に役立つことをその目的としている。

ところが、防衛庁は、IDDNの軍事的役割や機能、実態を関係自治体や住民に明らかにしようとはしていない。

自衛隊の情報・通信の実態が国民に公開されないまま、IDDNのマイクロ波回線の中継所や衛星地球局が各地に建設されようとしているが、住民の中からこの中継所の軍事的役割に対して疑問と不安が起きている。

よって、ここに質問する。

一 全国のIDDNの通信施設(既設、予定を含む)の位置、名称、機能をすべて明らかにされたい。

二 自衛隊の保有する指揮通信システムの名称、機能、端末装置の態様、伝送手段をすべて明らかにされたい。

三 自衛隊の通常業務で現在、通信容量の増大のため支障を来している業務はあるのか。仮に、通信量の増大があるとしても、太平洋側に加えて日本海側にも新たに幹線が必要になるほど大容量・高速の情報通信を処理しなければならぬ理由は何か。

四 各種指揮通信システムのうち、中央指揮通信システムを始め、戦術指揮通信システムとして現在新パッシブシステム(空自自動警戒管制システム)、SFシステム(海自自衛艦隊指揮支援システム)、DICS(陸自師団新通信システム、開発中)が三自衛隊で運用又は開発中である

が、これらのシステムはIDDNによってどのように接続・統合されるのか。

五 これら三自衛隊の通信システム上の情報は、IDDNによって中央指揮通信システムと接続され、中央指揮所に伝送されるのか。また膨大な情報を処理するため、中央指揮所は将来、高度な情報処理機能・通信機能を持ったいわゆるインテリジェント・ビルに建て替えることが必要になるのか。

六 IDDNの中継所などの諸施設は指揮通信の重要性から、有事においては攻撃目標になることは疑いない。マイクロ波回線が破壊された際の通信回線の復旧を想定して陸海空三自衛隊は、昨年十月二十五日から二十七日までの三日間、陸自久里浜駐屯地で初の共同通信訓練を行ったとの報道があるが、この訓練の目的、形態を説明されたい。

七 今年度から統合幕僚会議に新設された第六幕僚室は、IDDNの統合運用面からの検討を始め、各自衛隊間や米軍との通信方式の統一についても検討すると言われているが、これは事実か。もしそうだとすれば、この通信方式の統一は、自衛隊を米軍の一部隊として運用することになる危険なものだと思うがどうか。

八 現在、自衛隊と米軍との間には電話、ファクシミリなどが接続されていると思うが、IDDNが完成し運用を開始するときには、この回線を米側に接続し自衛隊の各種情報を直接提供することになるのか。

九 IDDNと在日米軍通信網、例えば関東地域米軍ディジタルマイクロ通信網あるいは日本と韓国を結ぶ在日米軍トロポスキャッター回線な

どを接続させ、在日米軍と自衛隊が双方向通信を行うためにこれを利用することは、防衛庁設置法・自衛隊法など国内法上可能なのか。

十 IDDNは、以上みたようにCI戦略に基づき自衛隊の統合運用、有事即応体制を強化するものであり、さらには米軍との一体的なインテグレーションを高めるものに外ならない。このことは、日本が一層アメリカの核戦略に組み込まれることを示すものである。また、八百億円もの巨額の国費を新たな通信回線の建設につぎ込むことは認められない。よって、IDDN建設計画を直ちに中止すべきだと思うがどうか。

右質問する。

平成元年十二月十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員吉川春子君提出防衛統合ディジタル通信網に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出防衛統合ディジタル通信網に関する質問に対する答弁書
一について

防衛統合ディジタル通信網(以下「IDDN」という。)の通信施設は、地上通信の機能を持つ通信所、地上通信の中継機能を持つ中継所及び衛星通信の機能を持つ衛星通信所である。

既設、建設中又は建設予定のIDDNの通信施設の位置は、平成元年十一月三十日現在、次のとおりである。

なお、特定の名称は付していない。

種別	位置	
	通信所	衛星通信所
	土浦市 入間市 柏市 東京都練馬区 東京都新宿区	札幌市 三沢市 仙台市 東京都新宿区 東京都港区 伊丹市 呉市 福岡市 那覇市

二について

自衛隊の指揮通信システムは、指揮命令・情報等を伝達するものであり、これには、防衛庁長官を中心とする指揮中枢と各自衛隊の主要司令部とを接続する中央指揮通信システムを始め、各自衛隊の戦術指揮通信システムとして、陸上自衛隊の野外通信システム、海上自衛隊の自衛艦隊指揮支援システム(SFシステム)、航空自衛隊の自動警戒管制組織(パッシブシステム)等があるが、御指摘の内容すべてを明らかにすることは、事柄の性質上差し控えたい。

三について

日本海側における新規マイクロ波回線の整備は、IDDNを伝送路として利用する指揮通信システムの抗たん性の向上を図るとともに、今後の回線の需要増等に対応するために行うものである。

平成元年十二月十三日 参議院会議録第十二号 質問主意書及び答弁書

四及び五について

現時点においては、IDDNによる御指摘の各指揮通信システムの連接・統合等に関する具体的な計画はないが、今後検討すべき課題と考えている。

六について

御指摘の訓練は、陸・海・空各自衛隊の通信部隊が昭和六十三年十月に行った訓練を指すものと考えてるが、これは、防衛マイク回線の被害等を想定し、多重通信回線の構成手順等について訓練したものである。

七について

統合幕僚会議事務局に第六幕僚室が新設されたという事実はない。

八について

現時点においては、IDDNによる米軍との回線の接続に関する計画はない。

九について

現時点においては、IDDNと在日米軍通信網とを連接する計画はないので、仮定の問題について答弁することは差し控えたい。

十について

IDDNの整備は、自衛隊の指揮通信能力を向上させるために必要であり、これを中止する考えはない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 電話 03(587) 4302
定価 価 本号一部
二二六円
税 二六円
をきむ